

第2章 対象事業の計画内容

第2章 対象事業の計画内容

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業(以下、「本事業」とします。)は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

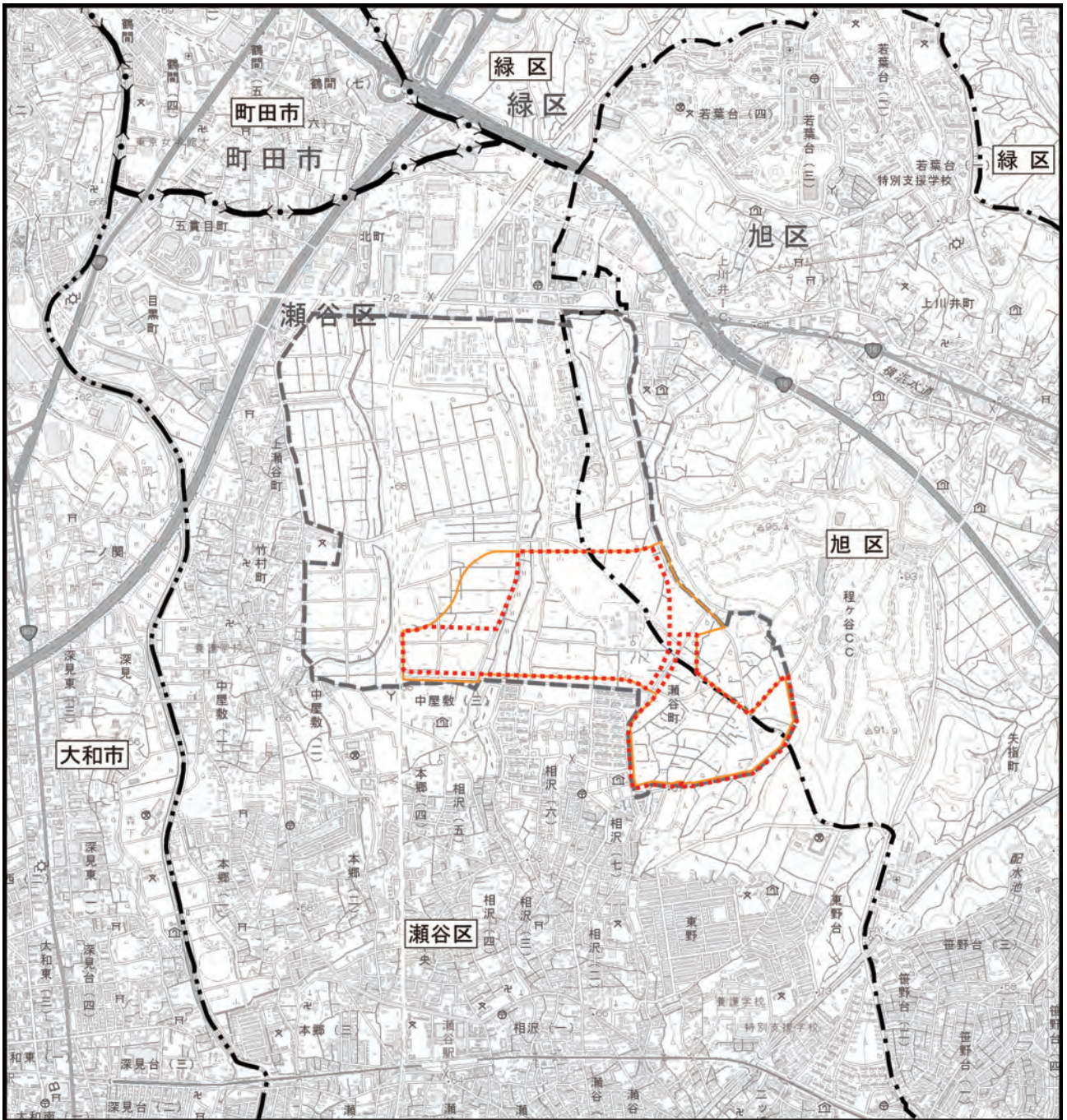
2.1 対象事業の概要

対象事業の概要は、表 2.1 に示すとおりです。

また、本事業の対象事業実施区域は、図 2.1 に示すとおりです。

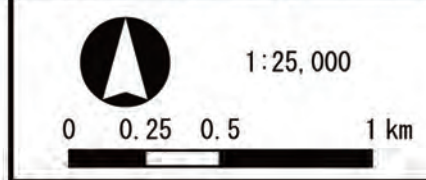
表 2.1 対象事業の概要

事業者の氏名及び住所	名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
対象事業の名称	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業
対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設 (第1分類事業) 敷地面積：約64.5ha 形質変更区域面積：約64.5ha
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町
対象事業に係る許可等の内容	【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壤汚染対策法第4条第1項 【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項
環境影響評価の受託者	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎 秀則 東京都渋谷区本町三丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館



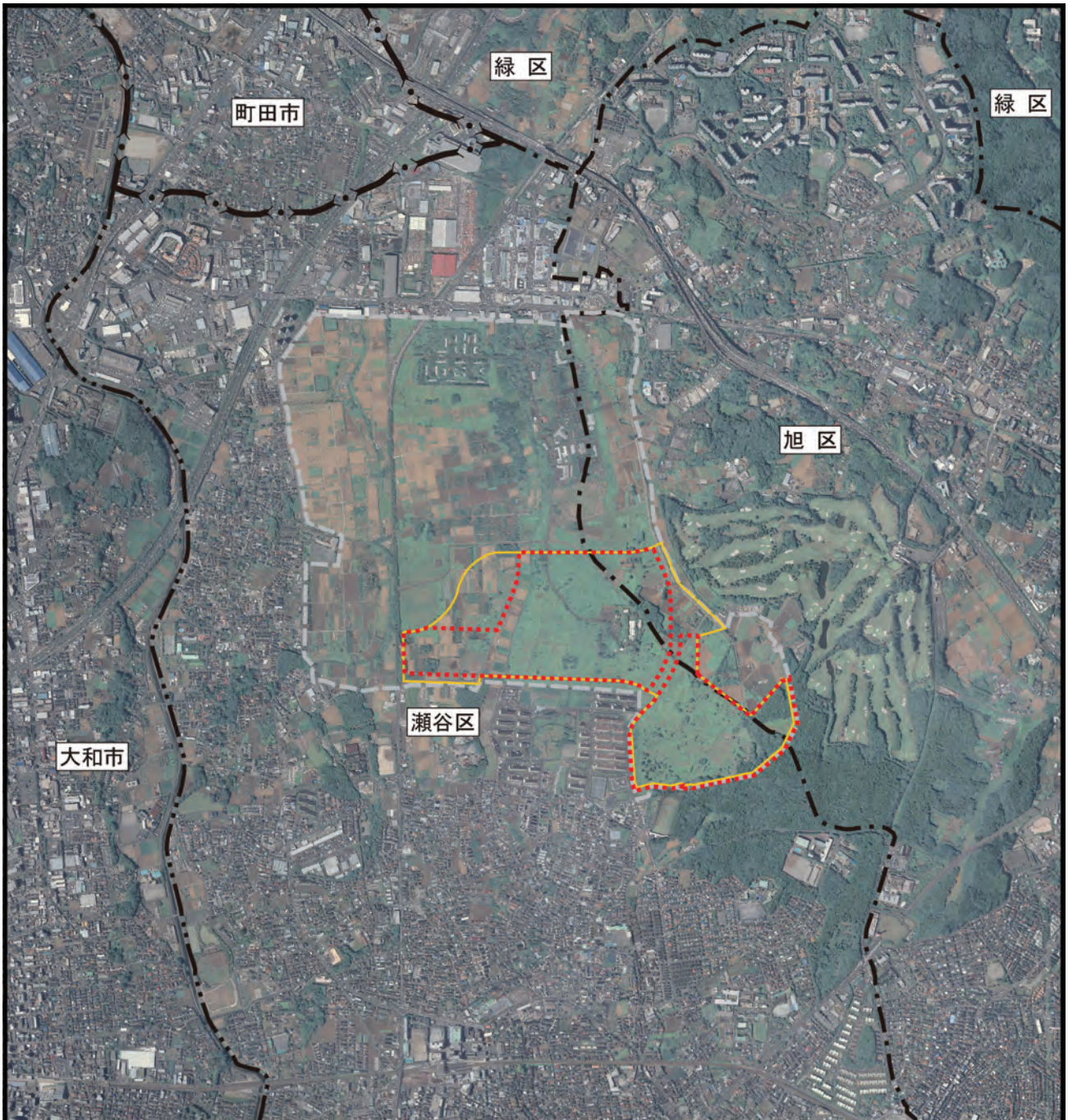
凡例

- 対象事業実施区域（形質変更区域）
- 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域^{注1}
- 国際園芸博覧会（会場区域）
- 都県界 市界 区界









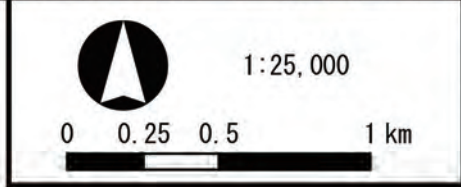
注1：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域」は以下、「土地区画整理事業実施区域」とします。

図 2.1(1) 対象事業実施区域



凡 例

-  対象事業実施区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  国際園芸博覧会（会場区域）
-  都県界
-  市界
-  区界



資料：横浜市環境創造局データにより作成

図 2.1 (2) 対象事業実施区域

2.2 対象事業の目的及び必要性

2.2.1 事業の目的

本事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

2.2.2 事業の必要性

旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接収され、平成27年6月30日に全域が返還された約242haの米軍基地の跡地です。

旧上瀬谷通信施設では、約70年間にわたり米軍施設による土地利用制限を受けながら、地権者の方々を中心に農業が営まれてきました。そのなかで、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」（横浜市 令和2年3月）においては、今ある緑や農地を保全しつつ、ここでしかできない新たなコトやモノを創出することで、世界中のヒトやモノを惹きつける魅力ある空間を実現し、旧上瀬谷通信施設を含む郊外部の活性化を目指していく必要があるとしています。

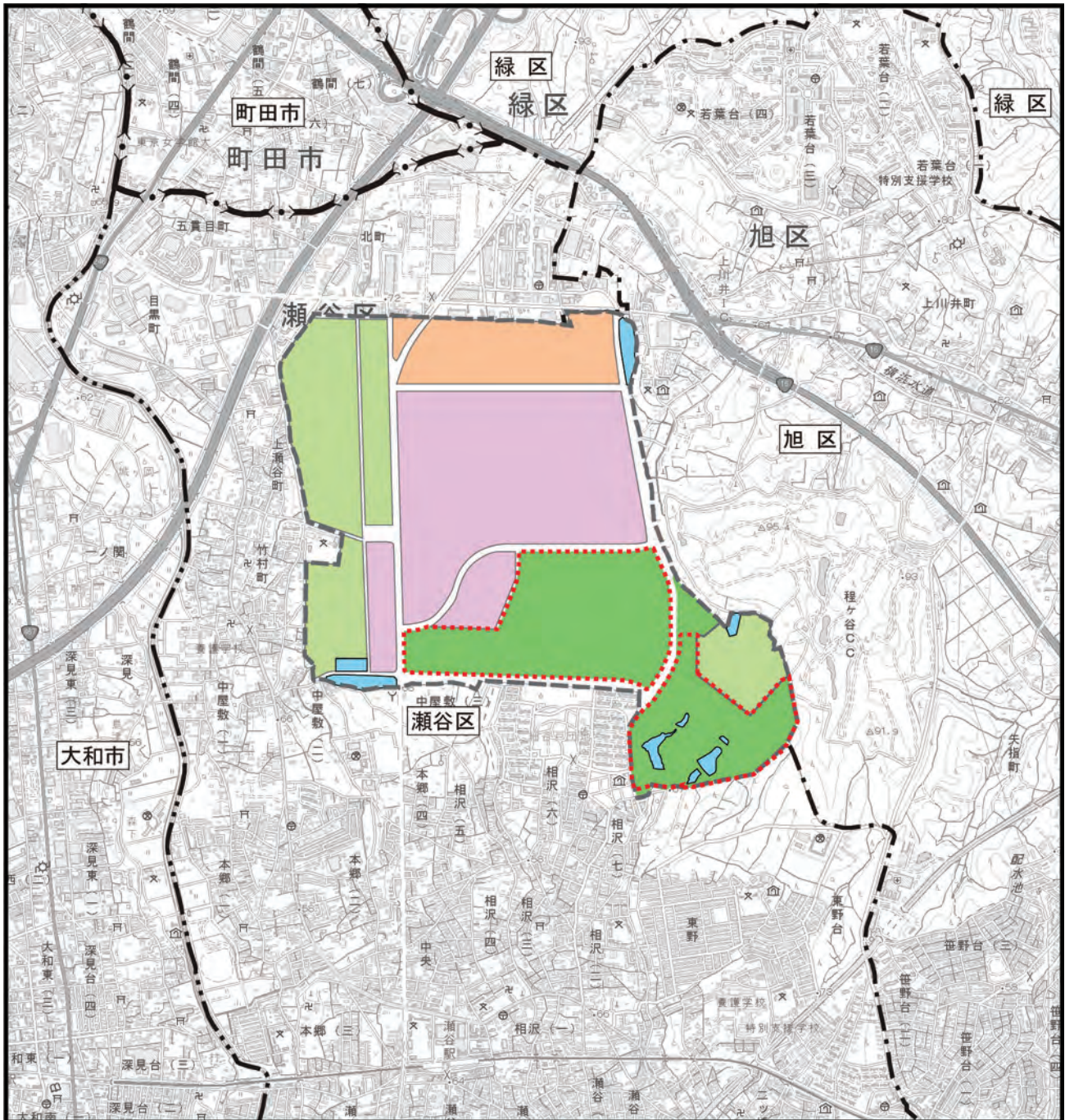
また、令和9年開催の国際園芸博覧会の理念をみらいに継承・発展していくことも重要としています。

このため、旧上瀬谷通信施設全体のまちづくりのテーマを豊かな自然環境をいかした「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」とし、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めるため、「多様な交流による、賑わいと活気のあるまち」、「活力ある都市農業と緑をいかした魅力あるまち」と「将来にわたり、安全安心で、利便性の高いまち」を方針として位置付けました。

また、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針を踏まえ、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業（以下、「土地区画整理事業」とします。）にて検討を深度化し、土地利用計画図をまとめ、その中で「公園・防災地区」を配置し、国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ることとしています。

以上のことから、横浜市では、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的に、図2.2に示すとおり、「公園・防災地区」の一部に広域公園を整備する計画としました。

また、対象事業実施区域北側の「観光・賑わい地区」に接する区域については、公民連携手法を積極的に導入し、旧上瀬谷通信施設地区の賑わいにも寄与する計画としています。

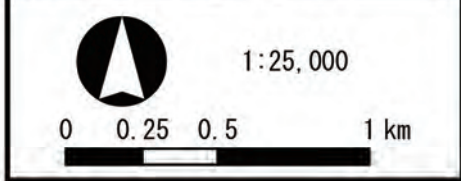


凡例

 対象事業実施区域
 土地区画整理事業実施区域

都県界
 市界
 区界

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地区 観光・賑わい地区 物流地区 公園・防災地区 | <ul style="list-style-type: none"> 道路 調整池（地上式） |
|---|--|



注1：調整池は、容量を検討中のため、形状が変更する可能性があります。

図 2.2 土地利用構成

2.3 対象事業の内容

2.3.1 テーマ

本事業では、花と緑、農、水の風景が広がる上瀬谷で、「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイルを実践・発信します。

なお、本項における記載内容は、令和4年6月に公表した「公園基本計画（案）」を元に作成したものです。

テーマ：『「みどり」で広がる暮らしの風景』

2.3.2 整備方針

「つくる」「つかう たのしむ」「たかめる」の3つの視点から取組を進めていきます。

■「つくる」：花と緑、農、水の風景が広がる上瀬谷の環境基盤の創出

(1) 上瀬谷の「緑」と「水」を基調とした公園

上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園とします。

(2) グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信

グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

(3) 防災・減災に資する公園

できる限りまとまったオープンスペースを確保することで、災害時には「広域応援活動拠点※」や、地域の避難場所として防災機能を発揮するとともに、グリーンインフラの効果による防災・減災機能も発揮できる公園とします。

※広域応援活動拠点：防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点

■「つかう たのしむ」：「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイルの展開

(4) 「農」と持続可能なライフスタイルの融合

農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し実践する公園とします。

(5) 多様な主体が参画し、様々な楽しみ方を引き出せる公園

市民や企業、周辺まちづくりなどと連携し、地域の祭りや広域的なイベント、スポーツやレクリエーション、公園の維持管理など、様々な場面で多様な主体が参加・運営することができる公園とします。

(6) 四季を通じて楽しみながら自然と触れ合う心地よさや喜びを感じられる公園

豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、自然体験や環境学習などが行える公園とします。

■「たかめる」：多様な主体と連携し緑の機能を高める取組・パークマネジメントを展開

(7) 国際園芸博覧会のレガシーの継承・発信拠点

園芸博の跡地にできる記念公園として、花き園芸・農に関する取組、SDGs の実現や Society5.0、カーボンニュートラルの推進等の園芸博の理念や取組などを継承していく公園とします。

(8) 公民連携による質の高いサービスの提供

民間活力の導入により、公園の利便性の向上と賑わいを創出する機能を配置します。

2.3.3 公園の地区構成と主な施設

(1) 地区構成

対象事業実施区域の地区構成については、図 2.3 に示すとおり、現在の地形などをいかにしながら、大きく 4 つの地区を設定しました。

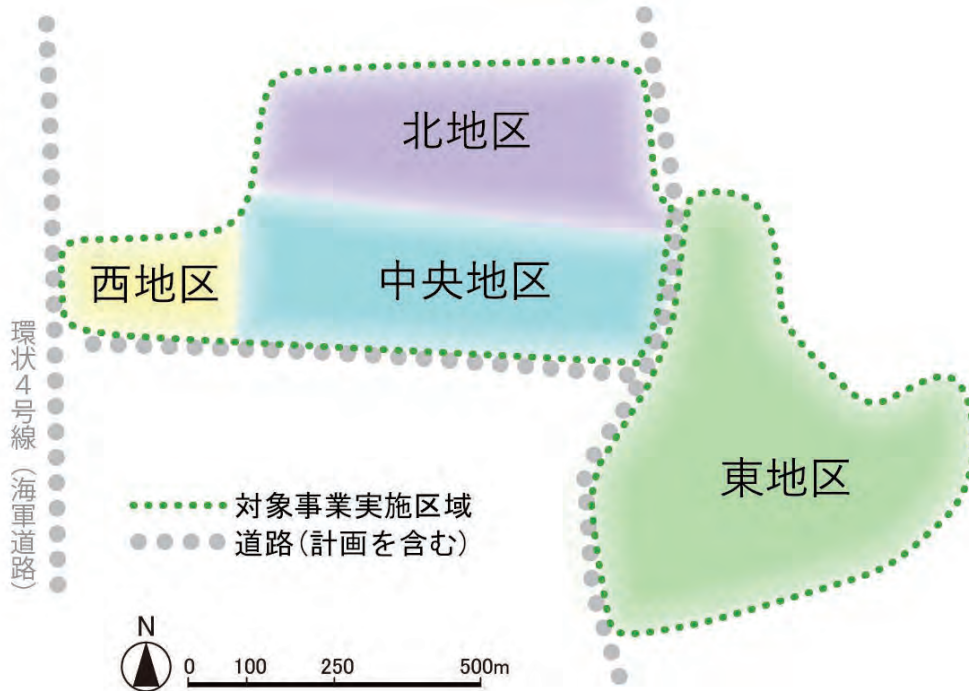


図 2.3 地区構成

a. 西地区

スポーツを中心としたレクリエーション活動の場となる地区

b. 中央地区

広大な草地広場をいかしたイベントやレクリエーション活動、憩いの場となるとともに、植物や環境などに関する学びを発信する地区

c. 北地区

公民連携を積極的に推進し、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら、賑わいを創出する地区

d. 東地区

自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区

(2) 施設配置計画

① 各地区の施設配置・規模

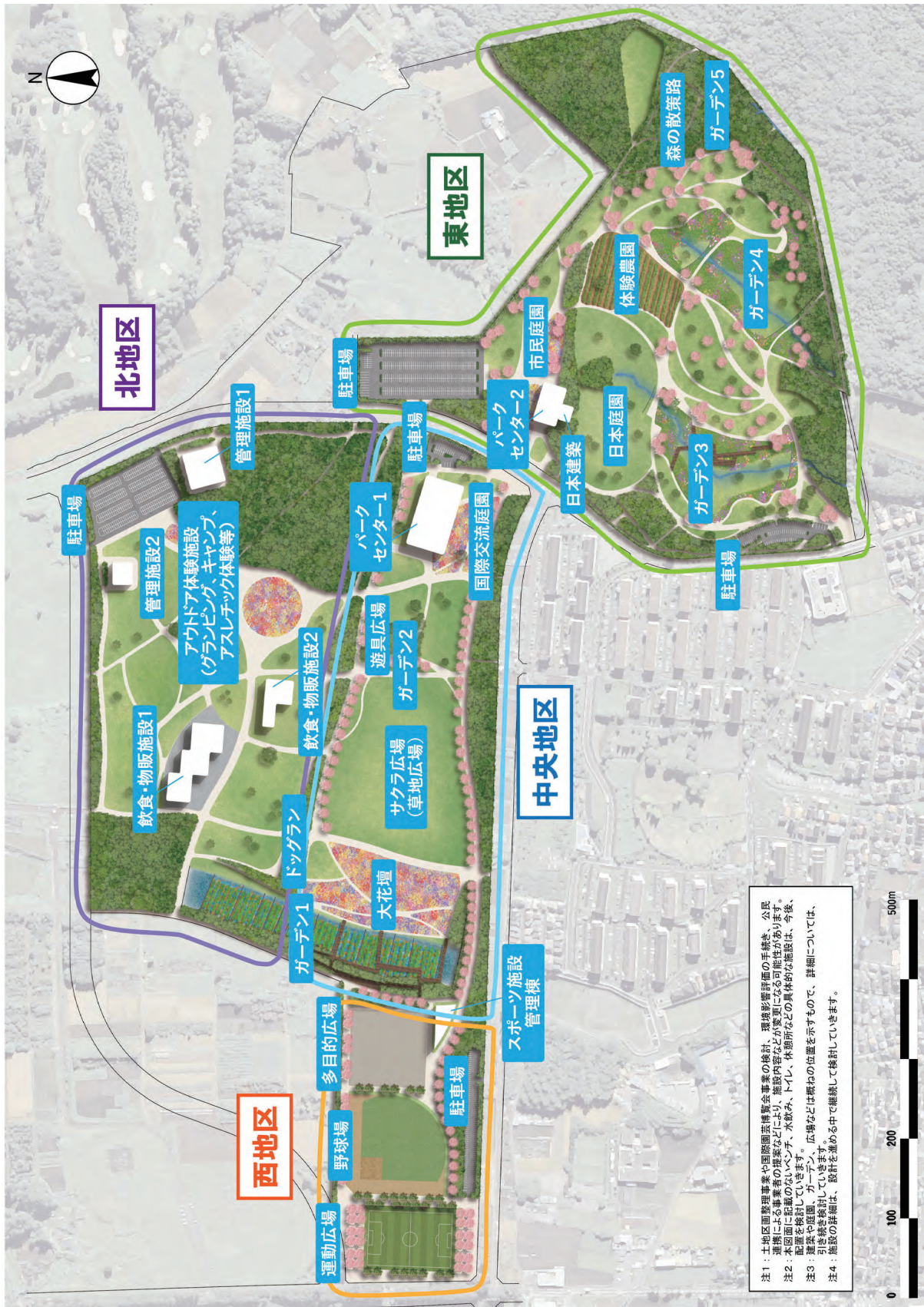
公園基本計画（案）をもとに表 2.2 及び図 2.4 に示す施設を各地区に配置する計画としました。また、公園内の主な計画建築物の規模は表 2.3 に示すとおりです。

公園内の建築物は周辺地域の日照や景観などに配慮した計画とし、詳細な施設配置については、今後の土地区画整理事業や国際園芸博覧会の検討を踏まえ、設計等を進めながらより具体化していきます。なお、公民連携を積極的に推進する北地区においては、サウンディング調査を経て、事業提案の公募を行い、具体的な施設の決定を行う予定です。

表 2.2 主な施設の特徴

地区	施設	内容
西	運動広場	サッカー、少年サッカーなどの有料利用を想定した広場。ナイター利用も想定。
	野球場	硬式野球、少年硬式野球、軟式野球、少年軟式野球、ソフトボールなどの有料利用を想定。ナイター利用も想定。
	多目的広場	地域のスポーツレクリエーションの場として、少年軟式野球、ソフトボールなどの利用を想定。
	スポーツ施設管理棟	更衣室、シャワー、ロッカー、休憩施設などを備えた管理棟。
中央	桜並木	公園のシンボルとなる主園路沿いに配置するソメイヨシノの並木。
	サクラ広場 (草地広場)	周囲に桜のある広大な草地広場。地域の祭りやイベントにも活用。災害時には自衛隊などの活動拠点やヘリコプターの発着も可能。
	大花壇	谷戸の地形をいかし、市内産の花苗などを活用した大花壇。
	遊具広場	大型複合遊具や健康器具、身体能力に関係なく、様々な利用者が安心して楽しめる遊具などを設置。
	ドッグラン	犬の大きさに応じた複数の区画や、休憩施設、水飲みなどを設置。
	パークセンター 1 (植物・環境体験 学習等)	「みどり」とともにある持続可能なライフスタイルをテーマとした様々な展示や情報発信、体験学習等が可能な施設。休憩や飲食の場としても活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討 ^{注1} 。
北	アウトドア体験施設 飲食・物販施設	自然と共生しながら賑わいを創出する区域として樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設や飲食・物販施設などを想定し、公民連携による整備を積極的に実施。
	体験農園	農体験や収穫体験ができる農園。農体験などを通じた交流や農のコミュニティ形成の場としても活用。
東	森の散策路	和泉川の源流や周辺の自然を保全・活用し、隣接する市民の森などと連続した自然の魅力を体感できる散策路。環境教育などのフィールドとしての活用や森の維持管理への参加などを通じた森と緑のコミュニティ形成の場としても活用。
	日本庭園	和泉川の源頭部を保全するとともに、日本の伝統を踏まえた自然との共生を体現する庭園。日本の伝統文化・技術の発信の場。
	パークセンター 2 (環境活動拠点等)	花や農、福祉、健康、教育などをキーワードに多様な環境活動の支援・展開を行う施設。休憩や飲食の場としても活用。既存部材を活用して再現した日本建築も整備し、伝統文化を継承する場として活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討 ^{注1} 。
園内 で展開	ガーデン・庭園	国際園芸博覧会に向けてテーマが異なる複数のガーデンや庭園を整備。市民と共につくる球根ミックス花壇など、花と緑を通じた交流やコミュニティ形成の場としても活用。
	ジョギングコース	幅の広い園路を活用し、ジョギングコースを設定。

注1：パークセンター1，2は、本事業で整備し、国際園芸博覧会の準備及び開催期間中は、国際園芸博覧会施設として供用を予定しています。



注1：土地区画整理事業や国際園芸博覧会事業の検討、環境影響評価の手続き、公民連携による事業者の提案などにより、施設内容などが変更になる可能性があります。
 注2：本図面に記載のないベンチ、水飲み、トイレ、休憩所などの具体的な施設は、今後、配置を検討していきます。
 注3：遊歩道や庭園、ガーデン、広場などは概ねの位置を示すもので、詳細については、別途検討してまいります。
 注4：施設の詳細は、設計を進める中で継続して検討していきます。

図 2.4 各地区の施設配置計画

表 2.3 主な計画建築物の規模

地区	施設用途	延べ床面積 (㎡)	階数	高さ
西	スポーツ施設管理棟	約 1,000	平屋建て程度	対象事業実施区域は市街化調整区域のため建築物の高さは市街化調整区域内の高さ制限（原則10m、道路に接する区域は20m）を目安に、周辺地域の日照や景観などに配慮し計画します。
中央	パークセンター 1	約 4,500	平屋建て程度	
北	飲食・物販施設 1	約 3,500	2階建て程度	
	飲食・物販施設 2	約 1,500	2階建て程度	
	管理施設 1	約 2,000	2階建て程度	
	管理施設 2	約 700	2階建て程度	
東	パークセンター 2	約 1,500	平屋建て程度	
	日本建築	約 250	平屋建て程度	

注1：「スポーツ施設管理棟」は二次整備工事で整備します。その他の施設は、一次整備工事での整備を予定します。

② 施設配置計画に係る環境配慮事項

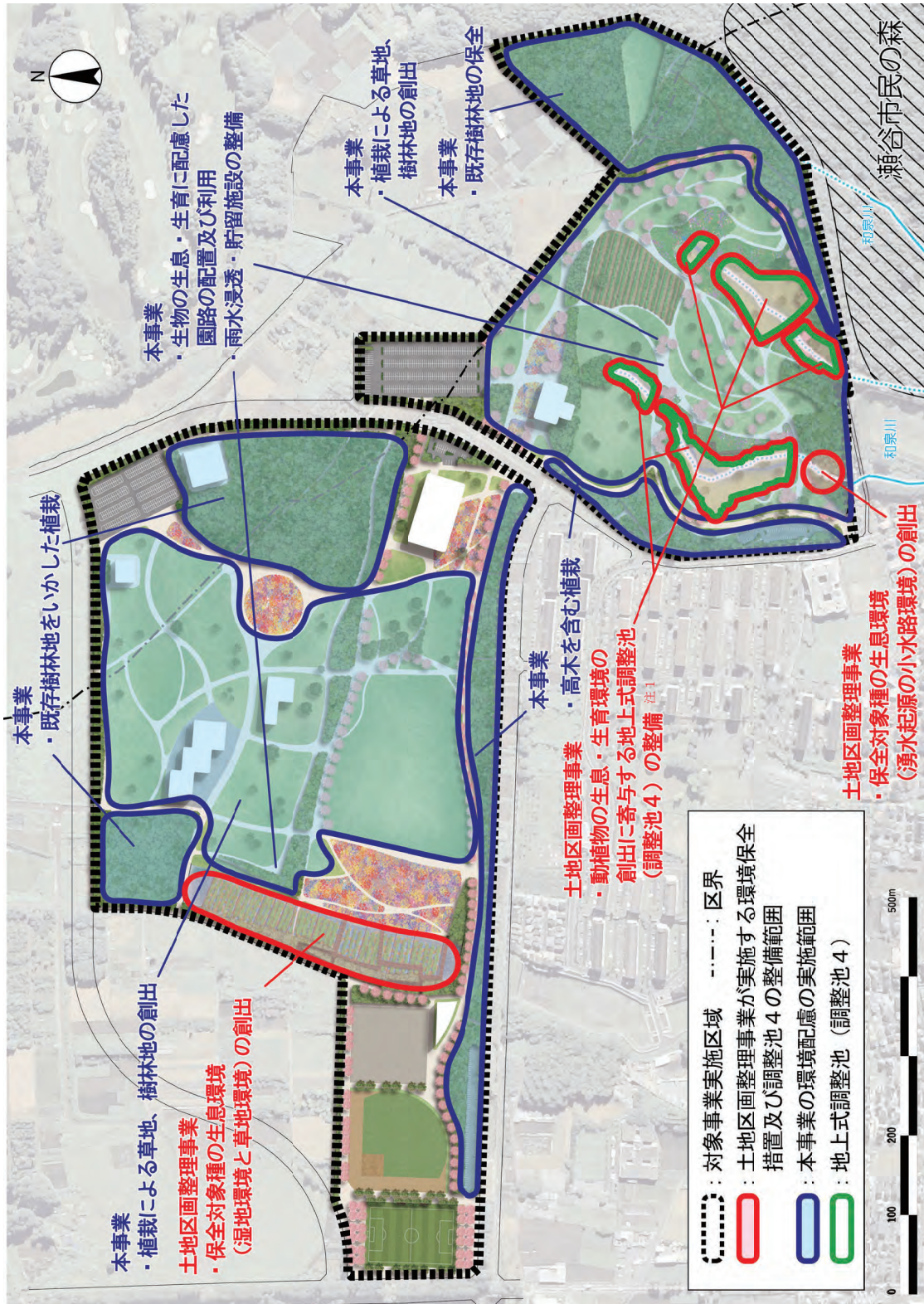
施設配置計画に係る環境配慮事項及びその実施位置は、図 2.5 に示すとおりです。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる相沢川及び和泉川周辺においては、土地区画整理事業が主体となって、本事業と調整を図りながら環境保全措置や地上式調整池（調整池 4）の検討の深度化を進めています。相沢川及び和泉川周辺における環境配慮事項の内容は、下記及び次頁以降に示すとおりです。なお、災害時は西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場（草地広場）等を活用することで、災害時に活動拠点として活用するエリアが、これらと重ならないよう計画します。また、本事業の対象事業実施区域は国際園芸博覧会の会場としても利用されますが、相沢川及び和泉川周辺の水辺空間等に配慮した会場内の施設配置や運営方法等が検討されており、国際園芸博覧会の準備及び開催期間中を通じての保全が見込まれます。

加えて、本事業の実施にあたっては、瀬谷市民の森等や相沢川及び和泉川周辺の水と緑の連続性などを踏まえ、以下に配慮します。

- ・施設整備にあたっては、既存の樹木の位置や地形、表土^{注1}を活用した緑化及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保します。特に、北地区は、草地を主体としながらも疎林が分布していることから、これらをいかし、樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設等の整備を行います。
- ・対象事業実施区域境界に植栽する樹木は既存樹木も活用し、対象事業実施区域と瀬谷市民の森等周辺の樹林と同様に落葉樹と常緑樹を混植する等の配慮を行います。
- ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。

注 1：表土を適切に保管し、新たに整備する緑地への使用等を想定しています。



注1：調整池は、容量を検討中のため、形状が変更する可能性があります。

図 2.5 施設配置計画に係る環境配慮事項及びその実施位置

a. 相沢川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出

本事業の対象事業実施区域において、土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の内容は、表 2.4 に示すとおりです。

本事業では、土地区画整理事業が実施する環境保全措置の内容を踏まえ、以下に配慮することで、相沢川周辺の谷戸地形をいかした生物の生息・生育環境の保全・創出等に努めます。

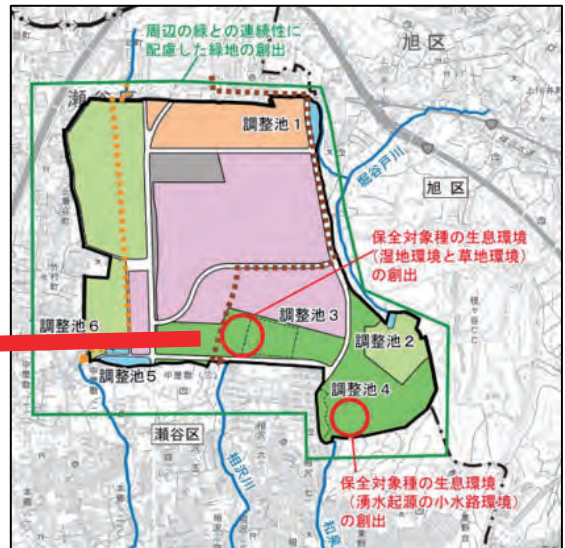
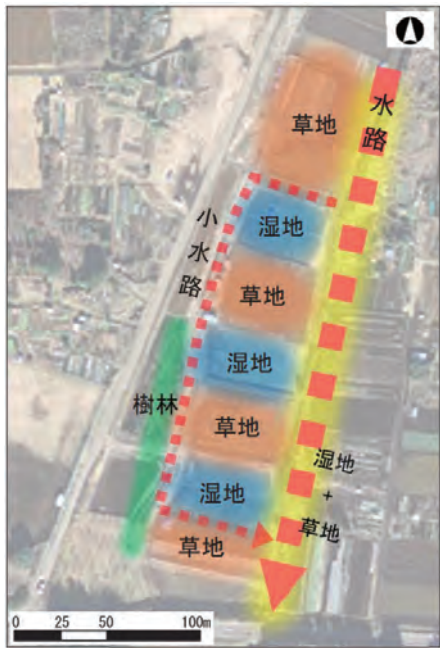
- ・土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地を整備する計画です。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する予定です。
- ・土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲及びその周辺においては、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。
- ・土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲及びその周辺においては、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

表 2.4 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の内容（相沢川周辺）

相沢川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	土地区画整理事業の工事の実施（造成工事や相沢川の暗渠化及び切り回し）に伴う生息・生育環境への影響が大きいと予測された種（以下、保全対象種という）
	実施内容	保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）を創出 ・湿地と草地をモザイク状に配置し、草地については湿生草地と乾生草地を創出する計画です。 ・生息・生育環境の創出にあたっては、暗渠化された相沢川から取水した水を保全した谷戸地形に放流し、活用する計画です。
	実施位置	本事業の対象事業実施区域の拡張に伴い、土地区画整理事業 環境影響評価書に示されている範囲を可能な限り北側に延伸する計画です（表 2.5 及び図 2.6 参照）。
期待される効果	相沢川の谷戸地形をいかし、樹林、多自然水路（開放水面）、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地という環境区分を連続的に推移させることで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能となります。	

表 2.5 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の範囲（相沢川周辺）

土地区画整理事業環境影響評価書時点	本事業の対象事業実施区域拡張後
面積：約 1.5ha	面積：約 2.0ha
東西方向：約 60～70m	東西方向：約 60～70m
南北方向：約 220～230m	南北方向：約 300～310m



注 1 : 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書 (p.9.10-149) より引用

図 2.6(1) 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の平面イメージ (相沢川周辺)
(土地区画整理事業環境影響評価書 (令和 4 年 3 月) 時点)

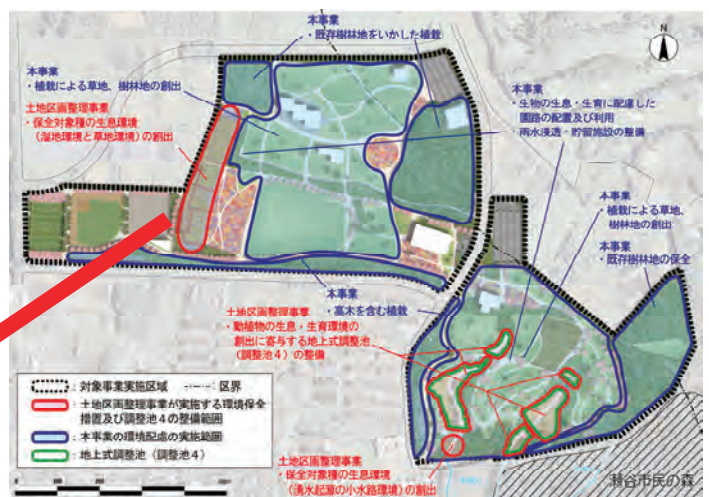
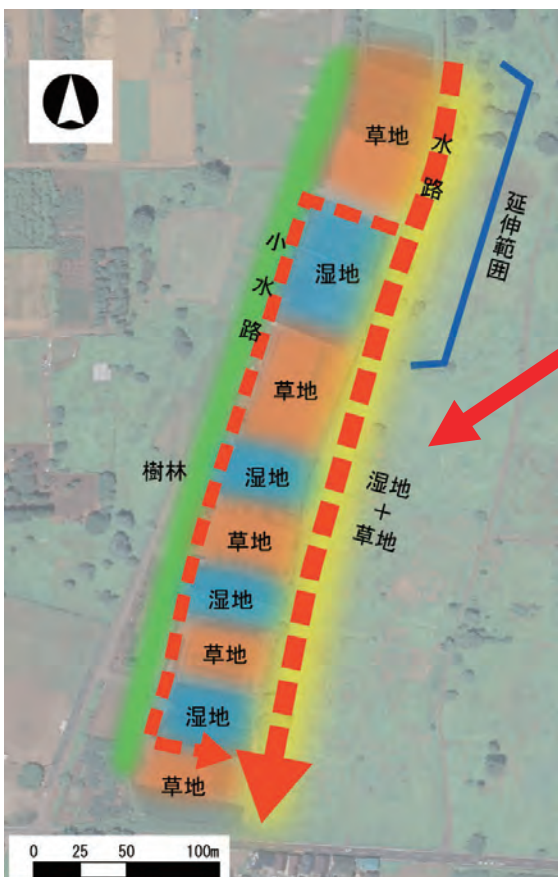
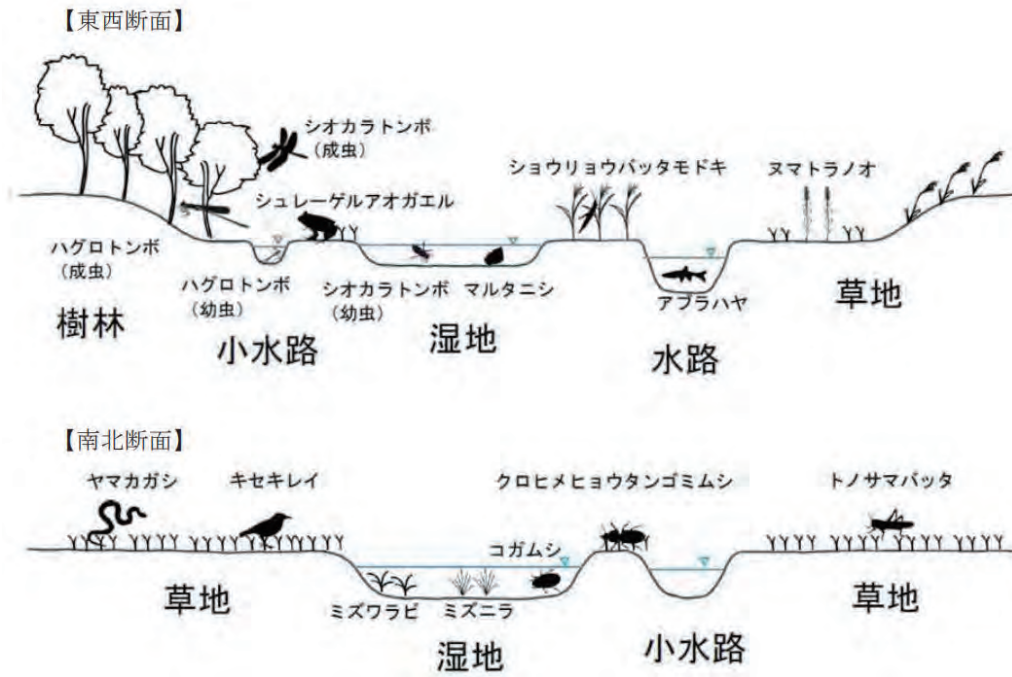


図 2.6(2) 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の平面イメージ (相沢川周辺)
(本事業の対象事業実施区域の拡張後 (令和 4 年 7 月))



注1：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書（p.9.10-150）より引用

図 2.6(3) 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の断面イメージ（相沢川周辺）

b. 和泉川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出

本事業の対象事業実施区域において、土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置（湧水起源の小水路環境の創出）及び動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備の内容は、図 2.7～図 2.9 及び表 2.6～表 2.7 に示すとおりです。調整池4の整備にあたっては、平常時でも積極的に水をためることはせず、現在の地形や小水路の環境を維持し、現在生息する生物の生育・生息環境を確保します。

本事業では、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備の内容を踏まえ、以下に配慮し、和泉川源頭部の地上式調整池（調整池4）を中心に、ガーデン3、4、その周辺部へ広がりをもった段階的な環境整備を行うことで、多様な動植物の生息・生育環境の形成も目指します。また、現況の水辺環境や景観を保全するエリアと、多様な植栽により見どころの形成や園芸文化の発信を行うエリアに区分し、公園利用と地域の生態系保全の調和を図る計画です。

- ・ガーデン3、4のHWL以下は、可能な限り現在の地形やメヒシパーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。ガーデン3のHWL以上の範囲にはアジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置し、ガーデン4のHWL以上の範囲には上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースにした西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、既存のエノキやエゴノキなどの食餌木の他、サクラ等の花木を散在させることで、多様な動植物の生息・生育環境を創出します。ガーデン3、4周辺には、保全した表土や埋土種子を活用し、現在の植生で草地を再生するとともに、低茎のイネ科草本等からなる草地、農園等（蔬菜、果樹等）を創出する予定です。草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアを設定します。また、ガーデン3、4周辺は、現況で草地の中に植栽樹群が点在することから、整備後も、同様に草地に樹木を散在させ、その樹木の中には、桜などの花木も植栽する計画とします。以上により、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。
- ・保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出する範囲は、生物の生息環境保護エリアとして、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限します。ガーデン3、4のHWL以上の範囲については、ガーデン内に配置した園路を歩きながら花の咲く景色を遠景で楽しむものとし、園路にはロープ柵等を設置し、植栽地への立ち入りをコントロールすることで、ガーデン3、4内に位置する和泉川の小水路環境及びその周辺の環境を適切に維持管理する予定です。ガーデン3、4に挟まれる草地広場などについては、月1～2回の草刈や樹木の剪定等を実施して利用者が自由に立ち入り可能なエリアとし、散策など一定の利用を想定します。一方、粗放的管理を行い草丈を高く管理するエリアや、高茎乾生草地のエリアも設定し、草地環境を確保することを予定しています。瀬谷市民の森等と隣接するガーデン5の既存樹林地でも、利用者が林内に入ることがないように、園路沿いにロープ柵等を設置することで、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。

・和泉川周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。特に、ガーデン3、4のHWL以上の範囲には、草花や花木を中心とした植栽帯を整備しますが、源頭部であることを踏まえ、丁寧な管理による病虫害の早期発見や、食害に強い品種の導入等により農薬や殺虫剤、肥料の使用を極力抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。



注1：HWLとは、計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示します。

図 2.7 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置及び調整池4の整備

表 2.6 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の内容（和泉川周辺）

和泉川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	土地区画整理事業の工事の実施（造成工事）に伴う影響が大きいと予測されたホトケドジョウの生息環境（和泉川の源頭部の湧水起源の小水路に生息）
	実施内容	ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出 ・水際部は自然石護岸等により緩やかな傾斜とし、浸透性を持たせることで、浸透水から水路への湧水を維持します。 ・水路は、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画します。 ・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とします。 ・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とします。 ・現況と同様に、水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際は草地環境を維持します。
	実施位置	土地区画整理事業 環境影響評価書に示されている範囲（現地調査でホトケドジョウが確認された範囲）に計画します。
期待される効果	現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全し、湧水環境に生息・生育する動植物に適した河床環境や植生を整備することで、ホトケドジョウと、餌となる水生昆虫、藻類等の生息・生育が可能となります。	

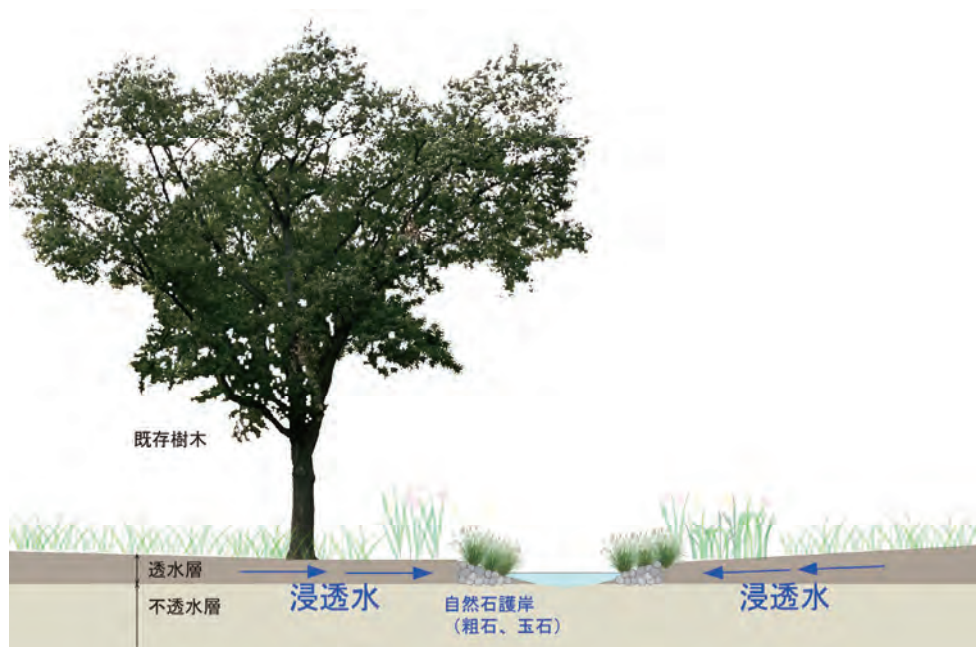


図 2.8 ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）の断面イメージ図

表 2.7 動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備の内容

動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・本事業と調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、土地区画整理事業と役割分担を調整します。
実施内容	保全対象	瀬谷市民の森等に隣接する和泉川源流域において生息・生育している動植物
	実施内容	<p>動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の地形や既存樹木をできるだけ残し、水際部は自然石護岸等を整備し、水路沿いには抽水植物を中心に、カキツバタやギボウシなどの親水性植物の配置も予定しています。大雨時に湛水する可能性のあるHWL以下は、可能な限り現在の地形や既存樹林、メヒシバーエノコログサ群落、オギ群落等を含めた植生を維持して整備します。 ・河床は自然石護岸とし、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画します。 ・平常時でも積極的に水をためることはせず、現在の地形や小水路の環境を維持し、現在生息する生物の生育・生息環境を確保します。 ・大雨等による調整池区域の水位上昇時は、最大で図 2.7 に示すHWL（最高水位）まで浸水することが想定されますが、浸水時間は長期に渡ることはなく、動植物への影響は回復可能な範囲と考えられます。
	実施位置	図 2.7 に示した和泉川源頭に計画します。
期待される効果	<p>洪水調節機能の確保・維持だけでなく、動植物の生息・生育環境の創出に寄与します。加えて、図 2.9 及び図 2.15 に示すとおり、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹木をできるだけ残し、草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺や瀬谷市民の森に近い草地については、草丈を高く管理する粗放的な管理を行うエリアや高茎草地のエリアの設定することで、河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成し、瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保します。</p>	

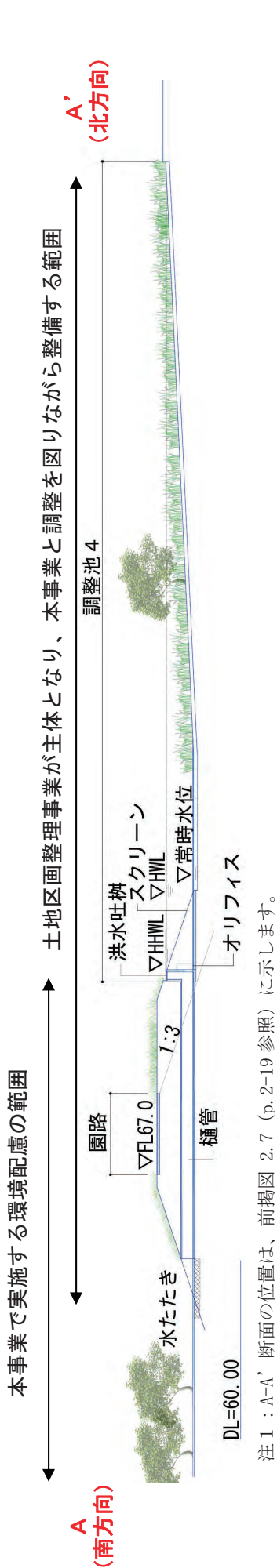


図 2.9(1) 地上式調整池 (調整池4) の縦断模式図 (A-A' 断面)

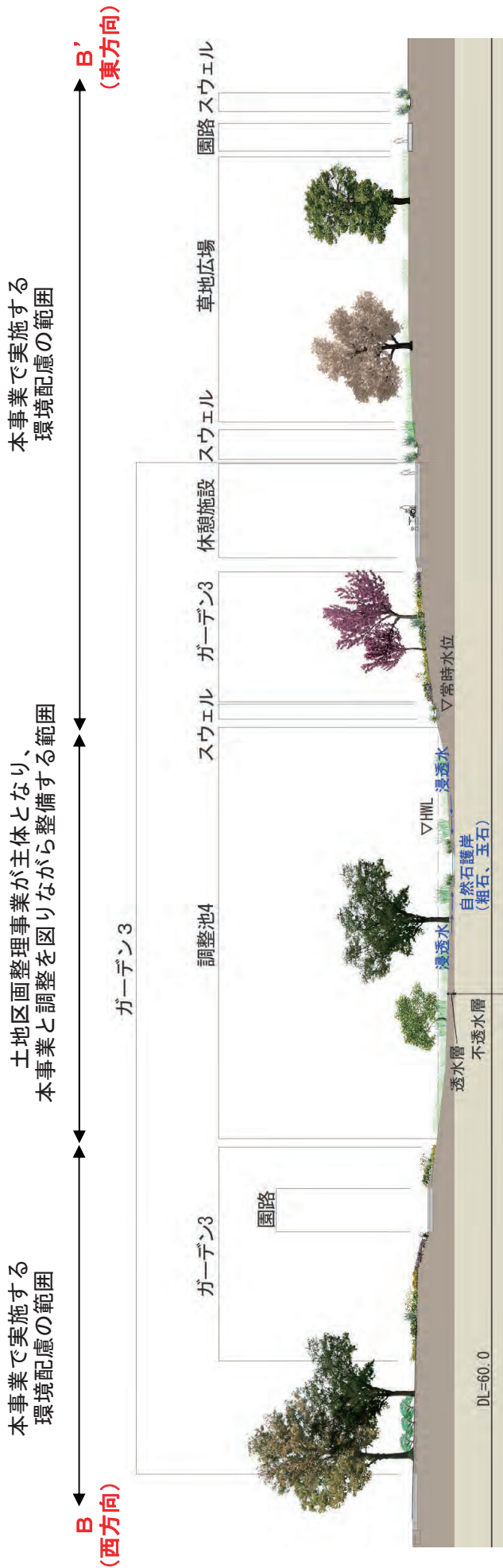


図 2.9(2) 地上式調整池 (調整池4) の横断模式図 (B-B' 断面)

2.3.4 動線計画

(1) 周辺動線計画

対象事業実施区域周辺の車両・歩行者動線計画は図 2.11 に示すとおりです。

土地区画整理事業実施区域内では、環状 4 号線の拡幅整備や環状 4 号線を補完する地区内幹線道路（区画 1 号線～3 号線）が整備されます。周辺道路については、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）の拡幅整備及び瀬谷地内線、三ツ境下草柳線の整備が進められています。

また、土地区画整理事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相鉄本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）を整備する「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」について、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続きが進められており、令和 2 年 1 月 24 日から 2 月 7 日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧が、令和 2 年 7 月 21 日から 9 月 3 日まで方法書の公告及び縦覧が行われました。

なお、新たな交通については、将来の土地利用に見合う十分な輸送力を確保しながら、整備コストの抑制や新たな技術の活用などの視点で、輸送システムの検討が進められています。

その他、東名高速道路と直結する新たなインターチェンジについて、検討が進められています。

① 車両動線計画

南北方向の道路は、西側に環状 4 号線の拡幅整備が計画され、東側にも市道五貫目第 33 号線及び瀬谷地内線に接続する区画 1 号線が計画されています。東西方向の道路は、上記の南北方向の道路をつなぐ区画 2 号線及び区画 3 号線が計画されています。車両などによる公園へのアクセス動線は、東西 2 本の南北方向の道路からのアクセスが主になると想定されます。

② 歩行者（公共交通機関利用者を含む）動線計画

歩行者のアクセス動線は、環状 4 号線沿いに検討されている新たな交通からのアクセス動線が主になると想定されます。

(2) 対象事業実施区域内的動線計画

対象事業実施区域内的の歩行者主動線は、回遊性のある動線を形成する計画とします。園内動線計画のイメージは、図 2.10 に示すとおりです。

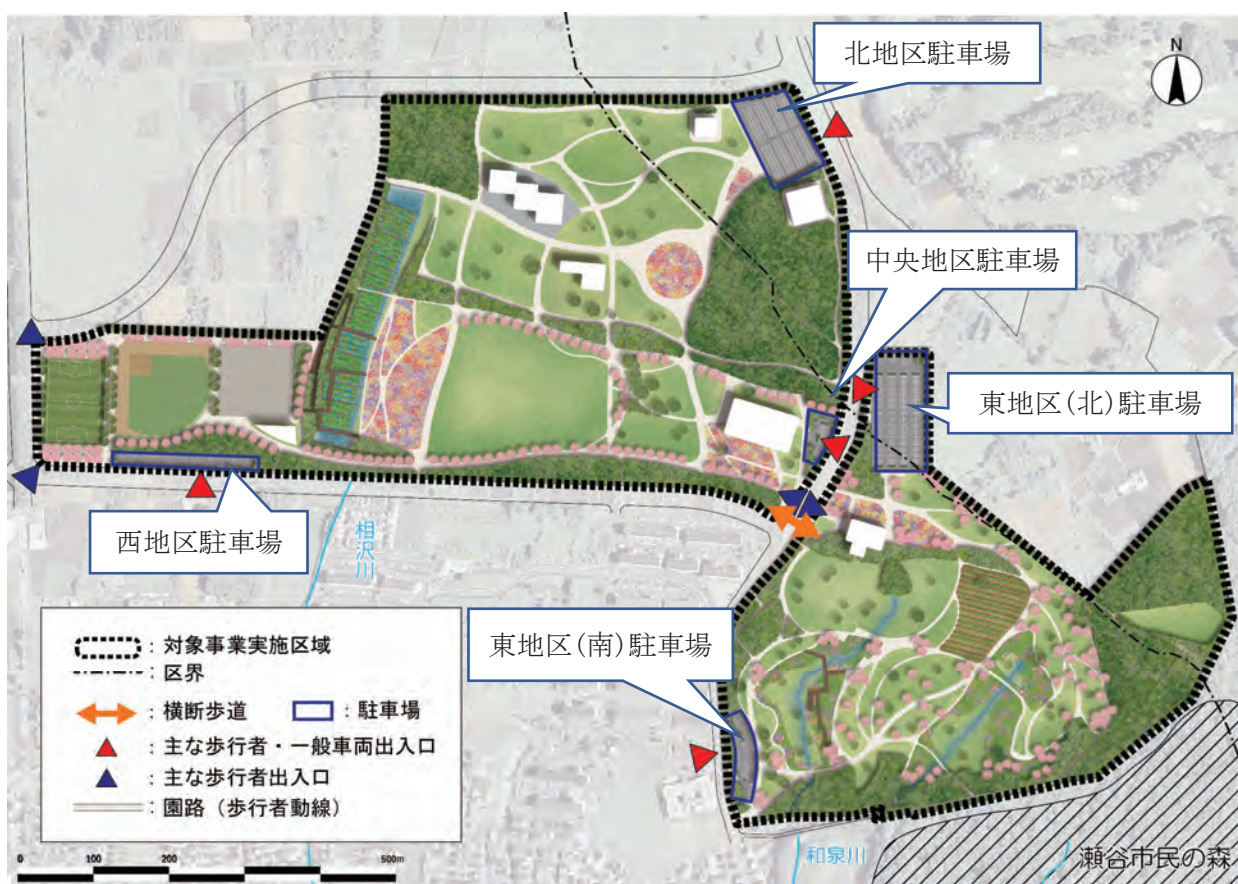


図 2.10 園内動線計画イメージ図

(3) 駐車場等計画

公園利用者の公共交通利用の促進を図るとともに、公園の各エリアに駐車場を整備します。駐車場の位置は、図 2.10 及び表 2.8 に示すとおり 5 箇所設置し、合計 1,000 台程度確保する計画です。

また、自転車利用者にも配慮し、駐輪場も整備します。駐輪場については、各地区の駐車場近傍等へ、来園者数を考慮した駐輪台数（5 箇所 400 台程度）を歩行者動線と分離して整備します。

表 2.8 駐車場計画

駐車場	台数 (台)
西地区駐車場	約 180
北地区駐車場	約 270
中央地区駐車場	約 40 (大型含む)
東地区 (北) 駐車場	約 460
東地区 (南) 駐車場	約 110
合計	約 1,060

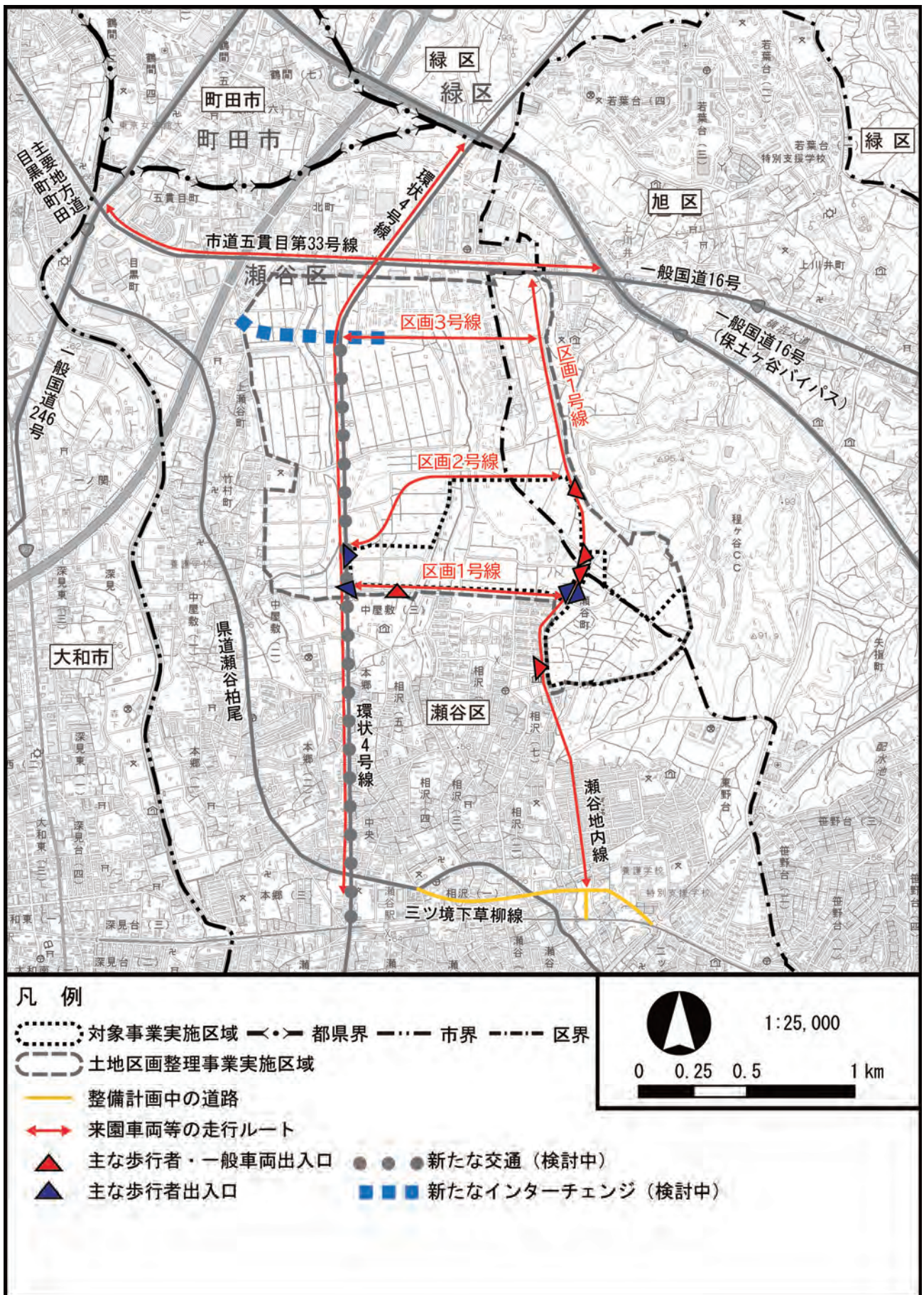


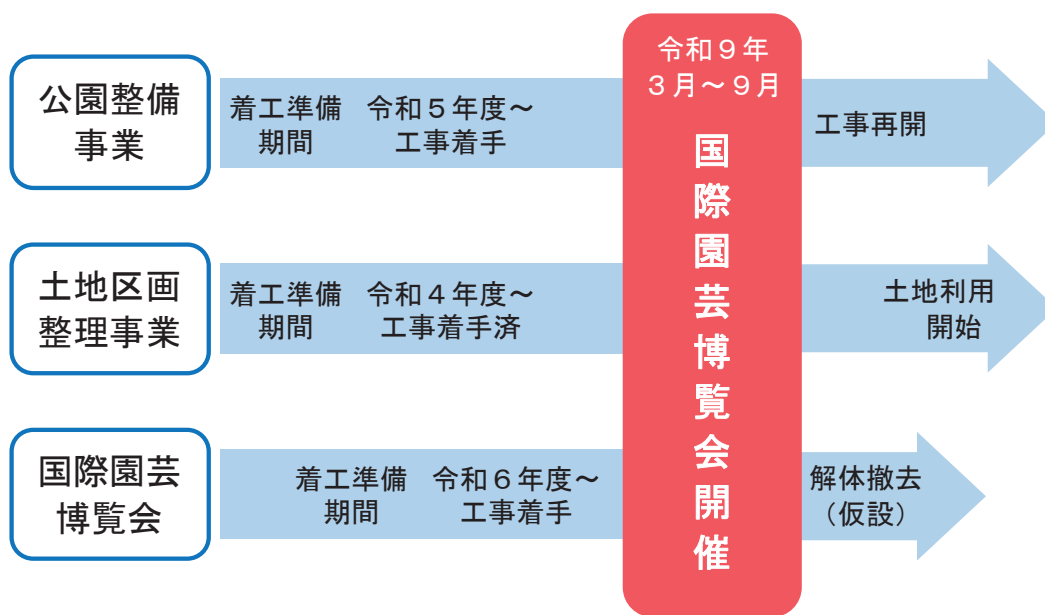
図 2.11 車両・歩行者動線計画（対象事業実施区域周辺）

2.3.5 今後のスケジュール

本事業は、令和元年度から令和5年度中の着工準備期間（環境影響評価等の手続、国との協議など）ののち、各種手続き完了後速やかに整備を開始します。その後、令和9年3月～9月に開催を想定している国際園芸博覧会時には整備を一時中断し、閉会后、整備を再開します。その後、段階的に整備しながら順次一部供用し、令和25年度頃に全面供用開始の予定です。

また、本事業及び土地区画整理事業の対象事業実施区域の一部を活用し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。国際園芸博覧会の工事の実施にあたっては、本事業及び関連事業による整備が先行することを踏まえ、令和6年度頃の着手を想定しています。

各事業の概略スケジュールは、図2.12に示すとおりです。



注1：関連事業の今後のスケジュールは、各事業の環境影響評価図書をもとに整理したものです。

図 2.12 各事業の概略スケジュール

2.4 施工計画

2.4.1 工事概要等

本事業は、対象事業実施区域内の土地区画整理事業による既設建築物、既設工作物の撤去工事や土壌汚染対策工事、造成工事等が完了した箇所から順次整備工事を開始します。なお、対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。対象事業実施区域内は、全て土地区画整理事業の造成工事により改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

本事業では、国際園芸博覧会の開催を整備プロセスに含むため、国際園芸博覧会開催前に整備を行う一次整備工事（令和5年度～8年度を想定）と国際園芸博覧会開催後に整備を行う二次整備工事（令和9年度～25年度を想定）に分けて行います。

一次整備工事で行う整備については、国際園芸博覧会で利用し、その後、公園施設として残存する主要な園路、インフラ設備（上下水道、電気）等の基盤整備及び植栽地等の施設が対象となるため、公園設計においては、これら園路やインフラなどの主要施設について、国際園芸博覧会と可能な限り合致させるよう検討を行います。二次整備工事については、国際園芸博覧会後、公園の必要施設（駐車場やスポーツ施設等）の整備が対象となります。段階的に整備しながら順次一部供用し、令和25年度頃に全面供用開始の予定です。

本事業の実施にあたっては、工事従事者への講習・指導（工事区域外への不必要な立ち入りを制限する）、外来種の拡大抑制（タイヤ洗浄、郷土種による施工ヤードの速やかな緑化、作業員への教育）等の配慮を実施するとともに、同時期に工事が行われる関連事業の事業者と工事実施時期や工法等について調整することで、可能な限り工事による環境負荷の低減を図ります。

工事の概要は表 2.9 に示すとおりです。

表 2.9 工事概要

工種	主な工事内容	主な建設機械
【一次整備工事】		
基盤整備工	敷地整地など	ブルドーザー、バックホウ、ダンプトラックなど
植栽工	植栽基盤、植栽など	バックホウ、小型バックホウ、ダンプトラックなど
設備工	給水設備、雨水排水設備、 汚水排水設備、電気設備など	バックホウ、ダンプトラックなど
園路広場整備工	園路広場整備	モータグレーダー、マカダムローラー、アスファルトフィニッシャなど
施設整備工	修景施設整備、休養施設整備、 管理施設整備など	バックホウ、振動ローラ、トラッククレーンなど
建築工事	山留め、土工事、杭工事、 屋根・外装、内装・設備など	トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、杭打機など
【二次整備工事】		
基盤整備工	敷地整地など	ブルドーザー、バックホウ、ダンプトラックなど
植栽工	植栽基盤、植栽など	小型バックホウなど
設備工	給水設備、雨水排水設備、 汚水排水設備、電気設備など	バックホウ、ダンプトラックなど
園路広場整備工	園路広場整備など	モータグレーダー、マカダムローラー、アスファルトフィニッシャなど
施設整備工	休養施設、サイン施設、 グラウンド整備など	バックホウ、振動ローラ、モータグレーダーなど
建築工事	山留め、土工事、杭工事、 屋根・外装、内装・設備など	トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、杭打機など

2.4.2 工事工程表

本事業は、令和5年度に着工し、令和9年に開催する国際園芸博覧会時には整備を一時中断して、閉会后、整備を再開します。その後、段階的に整備していき、工事期間は令和25年度までを予定しています。

工事工程は、表 2.10 に示すとおりです。

2.4.3 工事用車両の走行ルート

本事業の工事に伴い、資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工事用車両」とします。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の走行ルートは、図 2.13 に示すとおり、一次整備工事及び二次整備工事は、環状4号線、市道五貫目第33号線を主な走行ルートとし、二次整備工事時は、土地区画整理事業が新設する区画1号線及び区画2号線を追加する計画としています。

なお、一次整備工事の工事区域への出入りは、着工時は、環状4号線からのルート（土地区画整理事業が設置した出入口）を使用し、土地区画整理事業で設置する土地区画整理事業実施区域内の仮設道路を使用するルート（出入口）が使用可能となれば、そちらに工事車両を分散する計画です。

二次整備工事の工事区域への出入りは、環状4号線からのルート（入口）と土地区画整理事業で整備される区画1号線及び区画2号線を使用するルート（出入口）を活用する計画です。

2.4.4 工事排水計画

工事により発生する工事排水は、一次整備工事における排水管の敷設・接続工事が完了するまでは、仮設排水路を設置して仮設調整池へ集水し一定時間滞留させ、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を公共用水域に放流する計画です。排水管の敷設・接続工事の完了後は、順次、排水管により工事排水を公共下水道に排出します。二次整備工事開始時は、全ての区域で排水管の敷設・接続工事が完了しているため、全ての工事排水を公共下水道に排出します。なお、工事排水を公共用水域に直接排水することはありません。

2.4.5 工事時間帯

工事時間は、原則、午前8時から午後5時までを予定しています。また、日曜日の作業は原則として行わない予定です。ただし、対象事業実施区域内においては、夜間に建設機械を稼働させる場合には、可能な限り夜間作業が少なくなるような施工計画を検討し、地域住民に事前に周知を行います。

表 2.10 工事工程表

工区	工事開始後累計年																						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	
整備スケジュール																							
一次整備工事	■	■	■	■																			
二次整備工事					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
				令和9年 3~9月 国際園芸博覧会開催																			

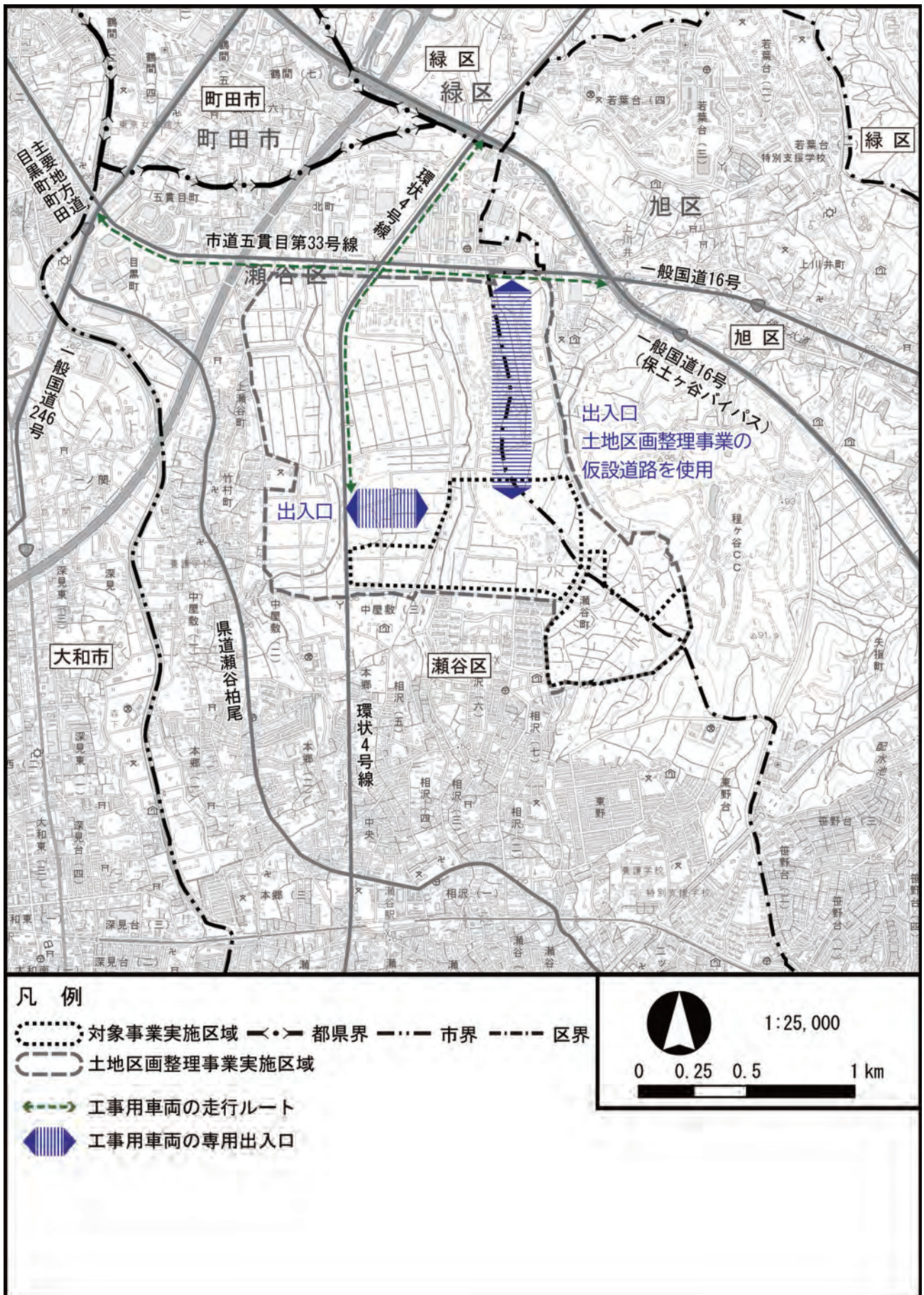


図 2.13 (1) 工事用車両の走行ルート（一次整備工事）

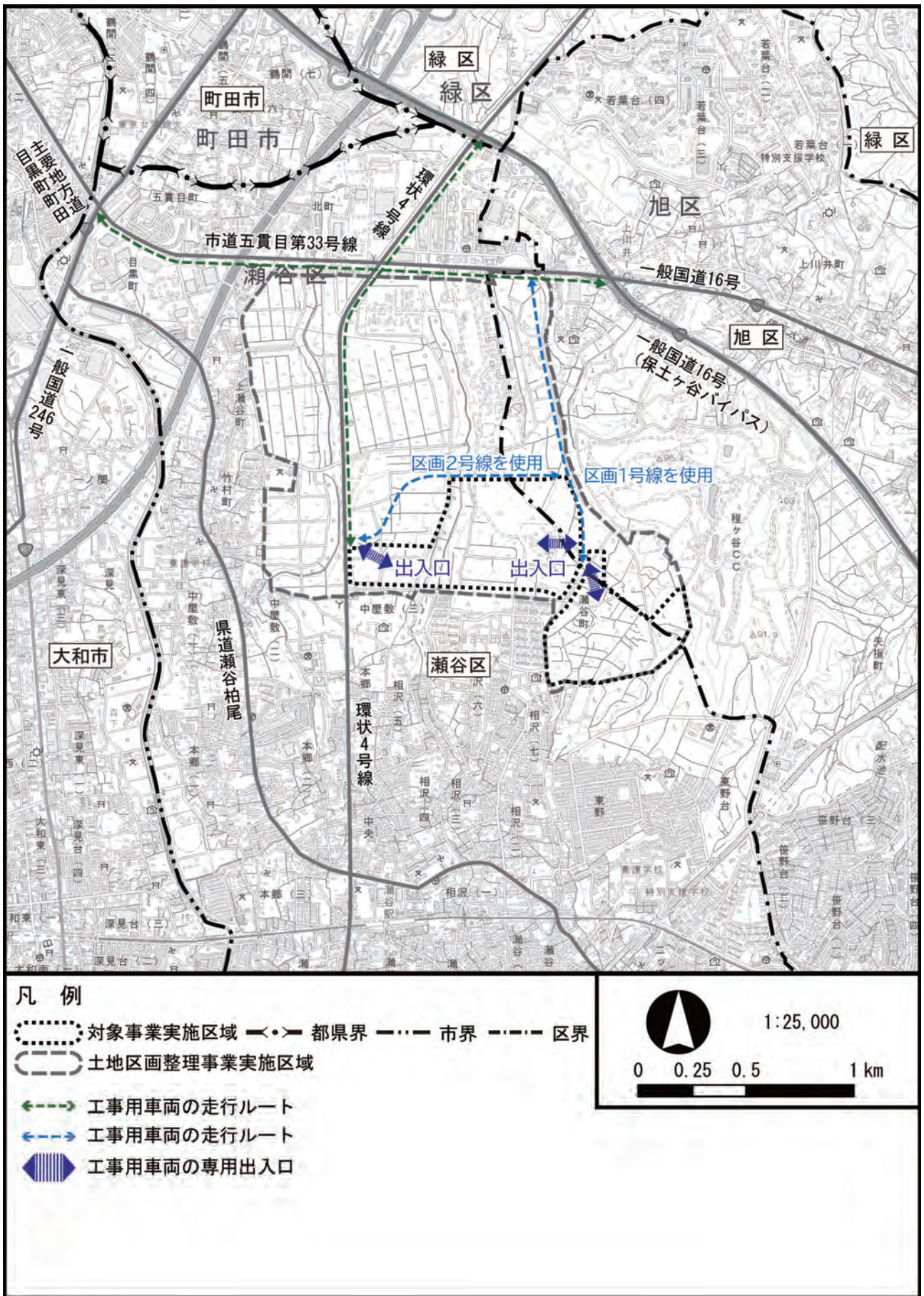


図 2.13 (2) 工事用車両の走行ルート (二次整備工事)

2.5 地球温暖化対策

本事業は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」（横浜市 令和5年1月）に基づき、温室効果ガス削減に配慮します。具体的には、建物（パークセンター等）や照明等への省エネルギー型機器の導入や、建物（パークセンター等）周辺の緑化、太陽光等の再生可能エネルギー施設の導入を行います。省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、設備等のシステムの更新ができる仕組みとします。なお、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、「横浜市グリーン電力調達制度」（横浜市 平成18年）に基づき電力調達します。

また、このような省エネルギー対策や建物周辺の緑化に加えて、可能な限り人工被覆を抑え、緑地を確保すること、緑陰を形成する樹木の適切な配植に努めること等により、ヒートアイランド現象の抑制に配慮します。

2.6 生物多様性の保全

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる以下の①～③に示す相沢川及び和泉川周辺の水辺空間や瀬谷市民の森に隣接する樹林をコアエリアとして設定します。

- ①瀬谷市民の森に隣接する樹林
- ②和泉川源流部の小水路環境及び地上式調整池（調整池4）
- ③相沢川沿いの湿地環境と草地環境

また、対象事業実施区域の代表的な環境である湿性低地や樹林地がまとまって分布するエリア及び①～③の周辺に整備する乾生草地のうち、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹林の周辺等において、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアをサブコアエリアとして設定します。

上記を踏まえた対象事業実施区域の生態系ネットワークを図 2.14 に示します。

このように、相沢川の谷戸周辺及び和泉川源頭部周辺を中心に、公園全体として草地や新たな植栽帯等で相互に結びつけることより、湿生～乾生草地×水路×樹林地をネットワーク化し、生物の移動を助け、各スポットでの環境変化等にも柔軟に対応できるようにします。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、コアエリアとなる相沢川及び和泉川周辺においては、土地区画整理事業が主体となって、本事業と調整を図りながら環境保全措置や地上式調整池（調整池4）の検討の深度化を進めています。相沢川及び和泉川周辺における環境配慮事項の内容は、「2.3.3 (2) ②施設配置計画に係る環境配慮事項」（p. 2-12～2-22 参照）に示すとおりです。なお、災害時は西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場（草地広場）等を活用することで、災害時に活動拠点として活用するエリアが、これらと重ならないよう計画します。

また、本事業の実施にあたっては、瀬谷市民の森等や和泉川周辺及び相沢川周辺の水と緑の連続性などを踏まえ、以下に配慮します。そのほか、建物（パークセンター等）周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めるとともに、外来生物法に基づく、特定外来生物が確認された場合には、防除を行います。

- ・施設整備にあたっては、既存の樹木の位置や地形、表土を活用した緑化及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保します。特に、北地区は、草地を主体としながらも疎林が分布していることから、これらをいかし、樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設等の整備を行います。
- ・対象事業実施区域境界に植栽する樹木は既存樹木も活用し、対象事業実施区域と瀬谷市民の森等周辺の樹林と同様に落葉樹と常緑樹を混植する等の配慮を行います。
- ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。

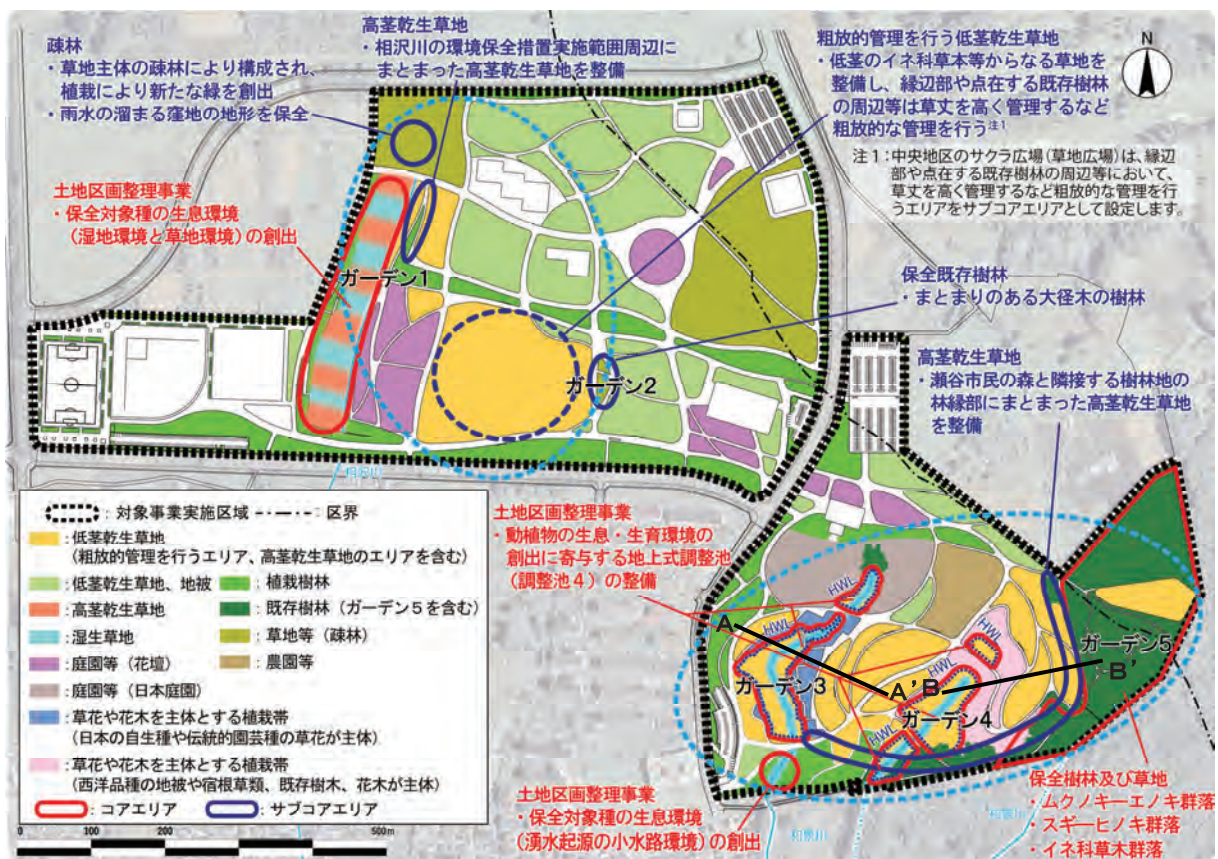


図 2.14 対象事業実施区域の生態系ネットワーク

2.7 緑の保全と創造

2.7.1 グリーンインフラの展開

対象事業実施区域は、既存樹林地や谷戸地形、生物の生息・生育環境など、上瀬谷地区の中でも多様な環境が保全・整備されるエリアであることから、これらの自然環境ポテンシャルを最大限に活用することを基本とし、グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

豊かな緑量を確保し、緑陰や風による快適空間の創出や生物多様性の保全に努めます。加えて、図 2.17 及び表 2.11 に示す礫間貯留、バイオスウェル等の浸透・貯留施設の整備、維持管理により、流域単位での水循環を行います。

また、これらグリーンインフラの展開による、熱環境や水循環に関する測定、園内で利用しているエネルギーや資源の循環、仕組みをパークセンターなどで結果を見える化し、自然が持つ様々な機能を把握できるようにします。

本事業では、グリーンインフラの目標として「2020 年年間降雨量（1,687.5mm）における対象事業実施区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」ことを設定しており、図 2.16 に示すとおり、グリーンインフラ施設の導入により公園区域全体で、公園整備による対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収する効果を目指します。なお、湧水の源流域となる和泉川流域と堀谷戸川流域においては、当該流域内だけでも流出量の増加分の全てを吸収するように計画します。また、一時的な強雨による流出抑制は、土地区画整理事業により整備される調整池にて達成されることから、ここでは年間を通じた雨の区域外への流出を整備前と同程度に抑え、水源の涵養及び湧水の流量を維持することを目標としました。

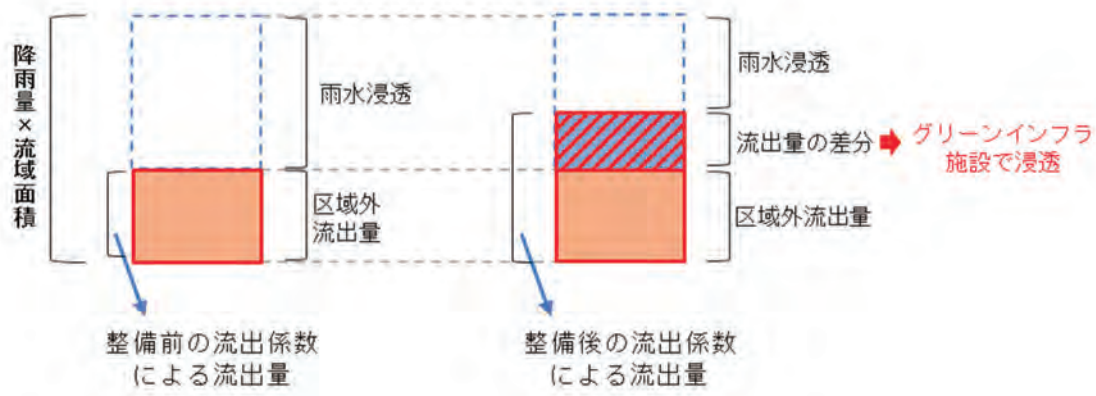
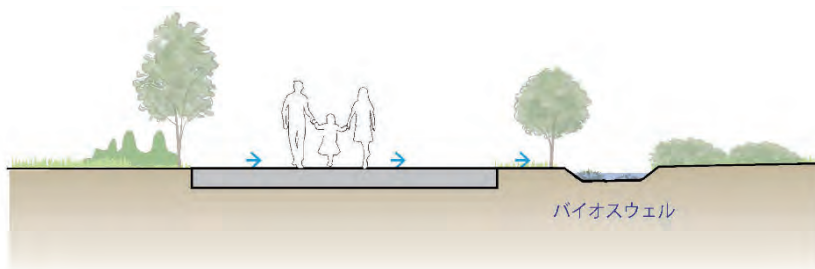


図 2.16 公園整備前後の流出量のイメージ

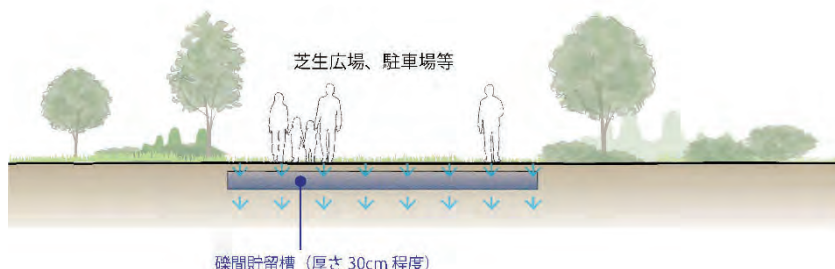
バイオスウェルの例

- ・園路、駐車場等に帯状に整備
- ・植生と多孔質な構造が一体となり、降雨時に水を集め、一時的に貯留し、ゆっくりと浸透させる



礫間貯留（舗装型）の例

- ・駐車場、草地等に整備
- ・地下の碎石層へ雨水を導き、碎石内の空隙を利用して一時的に貯留、貯留された水は側面及び底面から地下に浸透する



礫間貯留（雨庭型）の例

- ・窪地等に整備
- ・緑地内に雨水を導いて一時的に貯留し、ゆっくり浸透させる
- ・表面貯留と礫間貯留の組合せ

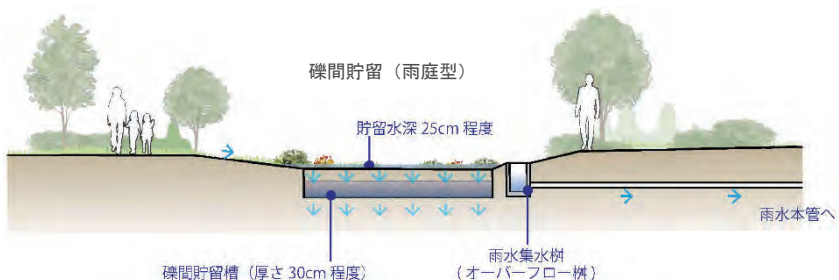


図 2.17 グリーンインフラ施設実装例

表 2.11 施設諸元（各施設の浸透・貯留能力の例）

項目		大門川流域、和泉川流域②	相沢川流域①	相沢川流域②、相沢川流域③	堀谷戸川流域	和泉川流域①
土壌の飽和透水係数 k_0 (m/hr)		0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
バイオスウェル	単位設計浸透量 (m^3/hr)	0.0079	0.0079	0.0111	0.0111	0.0083
	単位設計貯留量 (m^3/m^2)	0.175	0.105	0.175	0.105	0.175
礫間貯留	単位設計浸透量 (m^3/hr)	0.0083	0.0083	0.0116	0.0116	0.0087
	単位設計貯留量 (m^3/m^2)	0.175	0.105	0.175	0.105	0.175
表面貯留	単位設計貯留量 (m^3/m^2)	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250

資料：土壌の飽和透水係数は、現地浸透能試験結果（R4年度（仮称）旧上瀬谷通信施設公園地下水調査解析検討業務委託）の各流域近傍の調査地点の数値（湛水深0.25m）を適用しました。

礫間貯留の単位設計浸透量の算定式は、雨水浸透施設技術指針〔案〕調査・計画編（社団法人雨水貯留浸透技術協会）の透水性舗装（浸透池）単位設計浸透量の算定を適用しました。

注1：礫間貯留槽の厚さは、大門川流域、和泉川流域①②、相沢川流域②③では50cm、相沢川流域①、堀谷戸川流域では30cmに設定しています。

注2：礫間貯留槽の貯留量は、厚さ0.5m（もしくは0.3m）に間隙率0.35をかけています。

注3：流域区分は、図2.18（p.2-38参照）に対応しています。

グリーンインフラの整備目標である「2020年年間降雨量（1,687.5mm）における対象事業実施

区域外への雨水流出量を整備前と同程度にする」を達成するにあたり、現時点の計画におけるグリーンインフラ施設の規模、配置及び見込まれる効果を試算しました。

グリーンインフラ施設の配置イメージを図 2.18、その場合の実装規模及びグリーンインフラによる浸透・貯留量の試算結果を表 2.12 に示します。公園整備前後の流出量の差分 (C) とグリーンインフラによる浸透量 (D) を比較すると、和泉川流域①、②と堀谷戸川流域については、各流域においてグリーンインフラによる浸透量 (D) が流出量の差分 (C) と同程度となっており (C≒D)、公園区域全体でもグリーンインフラによる浸透量 (D) が流出量の差分 (C) よりも大きくなります (C<D)。

ただし、本試算は図 2.16 に示す「整備後の流出係数による流出量」が全てグリーンインフラ施設に導水された場合に見込まれる浸透・貯留量であり、グリーンインフラ施設に導水されず、雨水管に直接流れ込む雨水が発生した場合、グリーンインフラ施設による浸透・貯留量は試算結果より減少します。そのため、設計にあたっては、現地の土壌の飽和透水係数を考慮して算出する浸透量、貯留量 (表 2.11) を踏まえるとともに、集水範囲、方法を具体化し、雨水管に直接流れ込む雨水量も考慮して、上記のグリーンインフラの目標について、流域ごとを基本に達成できるよう、これらグリーンインフラ施設の適切な規模や位置を検討します。

なお、公園全体で展開するグリーンインフラの実装イメージは図 2.19 に示すとおりです。

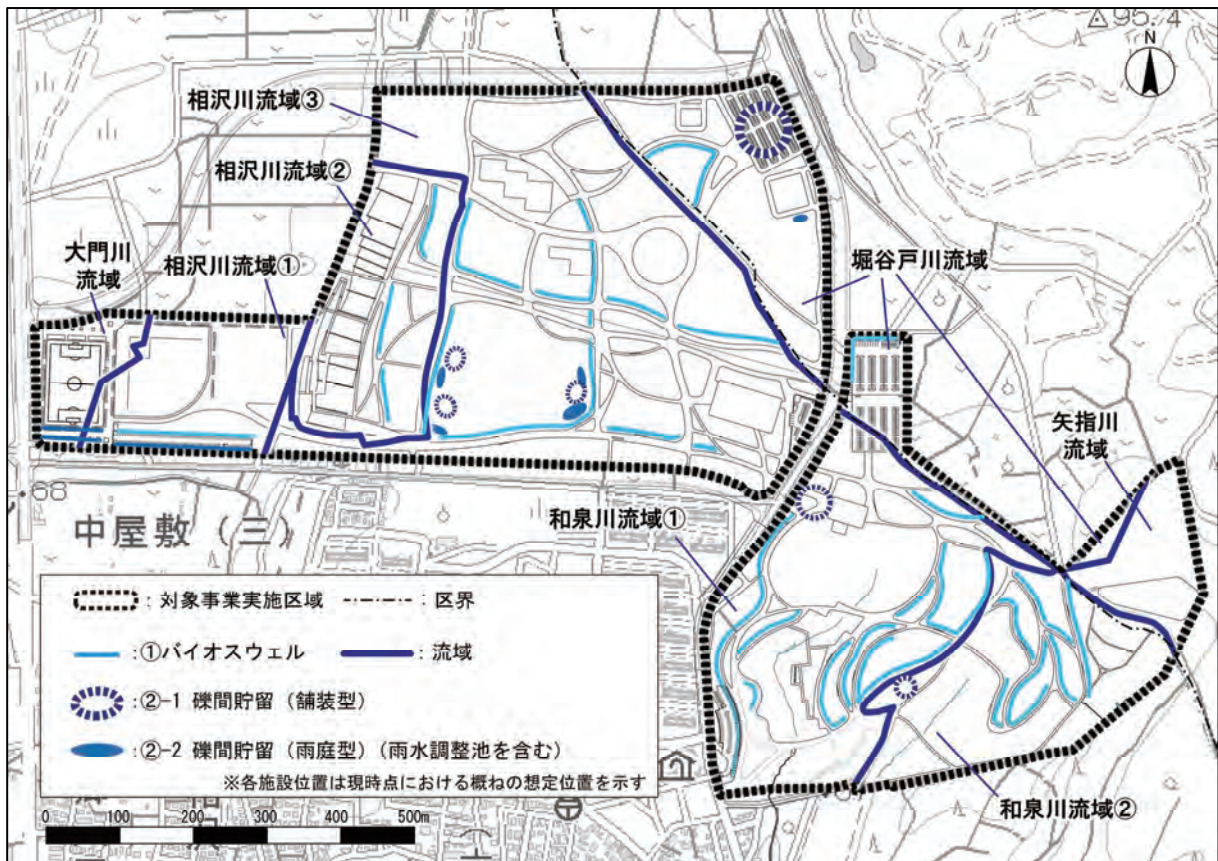


図 2.18 グリーンインフラ施設配置イメージ

表 2.12 2020 年実績降雨におけるグリーンインフラによる浸透・貯留量の試算結果

流域	流域面積 (m ²)	実装規模 (m ²)			降雨×流域面積 (m ³)	整備前流出係数 B	整備後流出係数 B'	流出量の差分 (m ³)	グリーンインフラによる浸透・貯留量 (m ³) ^{注1}
		礫間貯留 (舗装型)	礫間貯留 (雨庭型)	バイオスウェル					
和泉川流域①	122,036	630	0	3,762	205,935	0.422	0.543	24,922	25,142
和泉川流域②	67,654	260	0	1,902	114,166	0.424	0.518	10,713	11,170
堀谷戸川流域	82,414	1,300	150	501	139,073	0.427	0.634	28,744	29,650
大門川流域	19,043	0	650	0	32,136	0.426	0.844	13,443	15,798
相沢川流域	322,377	1,600	2,571	4,147	543,833	0.433	0.577	78,457	122,266
矢指川流域	22,391	0	0	0	37,785	0.400	0.400	0	0
合計	635,915	3,790	3,371	10,312	1,072,927	0.428	0.573	156,279	204,026

注1：グリーンインフラによる浸透・貯留量(D)は、2020年の10分毎の降雨量と各グリーンインフラ施設の実装規模、表2.11に示すグリーンインフラ施設の単位設計浸透・単位設計貯留量を基に、年間の浸透・貯留量の合計を積算しました。

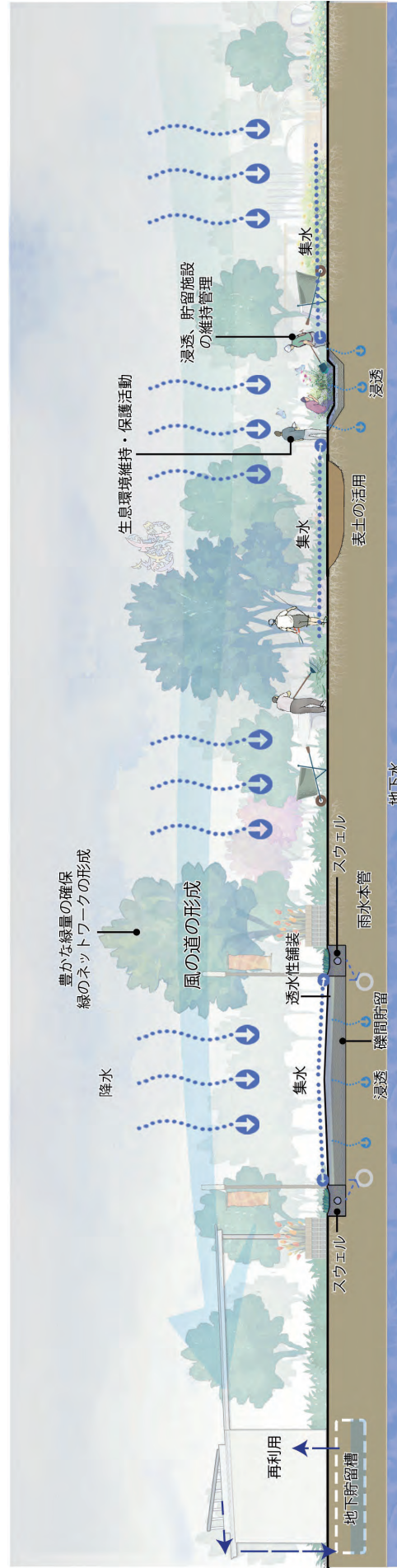


図 2.19 グリーンインフラの実装イメージ

2.7.2 緑化の方針

緑化計画は図 2.20 に示すとおり、対象事業実施区域東側の瀬谷市民の森等と隣接する樹林地を保全するエリア（既存樹林）と、その他、草地や草花や花木を主体とする植栽帯などの地被や草本、樹木等を植栽するエリアがあります。既存樹林地を含めた緑地面積としては表 2.13 に示すとおり、合計約 45.6ha、対象事業実施区域に対する割合は約 71%となる予定で、生物の生息・生育環境の確保や良好な景観形成に資する、質の高い緑を十分に創出し、環境形成を図ります。

なお、本事業は可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種（現地調査で把握された地域の植生を参照し、それらの種もしくは、同様の生息環境を提供する種）を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。中央地区及び東地区の草地広場は国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。また、対象事業実施区域は環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や市の「緑の 10 大拠点」に指定されている川井・矢指・上瀬谷地区に位置していることから、自然体験や農体験などができる場を創出します。

また、公園内には、周囲に桜のある広大なサクラ広場（草地広場）を整備し、地域の祭りやイベントに活用する予定です。公園のシンボルとなる主要な園路沿いにはソメイヨシノの並木を配置します。併せて、花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜も植栽することにより、新たな桜の名所づくりを進めます。東地区は草地に樹木を散在させ、その樹木の中には、桜のほか、ヤマボウシ（花期：6～7月）、サルスベリ（花期：7～10月）、ヤブツバキ（12月～4月）、モミジ（紅葉：10月～12月）等、四季を通して開花や紅葉を楽しめる花木や落葉樹も植栽します。

表 2.13 緑地面積

区分	緑地面積 (ha)	被覆率 (%)
低茎乾生草地、地被	約 8.7	13.5
低茎乾生草地（粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む）	約 9.7	15.0
高茎乾生草地	約 1.0	1.6
湿生草地	約 0.6	0.9
草地等（疎林）	約 5.0	7.8
草花や花木を主体とする植栽帯	約 2.7	4.1
庭園等	約 4.7	7.2
農園等	約 0.9	1.4
植栽樹林	約 7.6	11.8
既存樹林	約 4.7	7.3
合計	約 45.6	70.7

注 1：「低茎乾生草地、地被」、「低茎乾生草地（粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む）」、「高茎乾生草地」、「湿生草地」、「草地等（疎林）」、「庭園等」、「農園等」では、当該範囲に点在する樹木も面積に含めて計上しています。

注 2：「草花や花木を主体とする植栽帯」や「庭園等」では、郷土種ではない園芸種を必要に応じて用います。

注 3：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

注 4：「緑地面積」は、区分ごとの敷地面積、「被覆率」は、対象事業実施区域面積（64.5ha）に対する、各区分の面積の割合です。

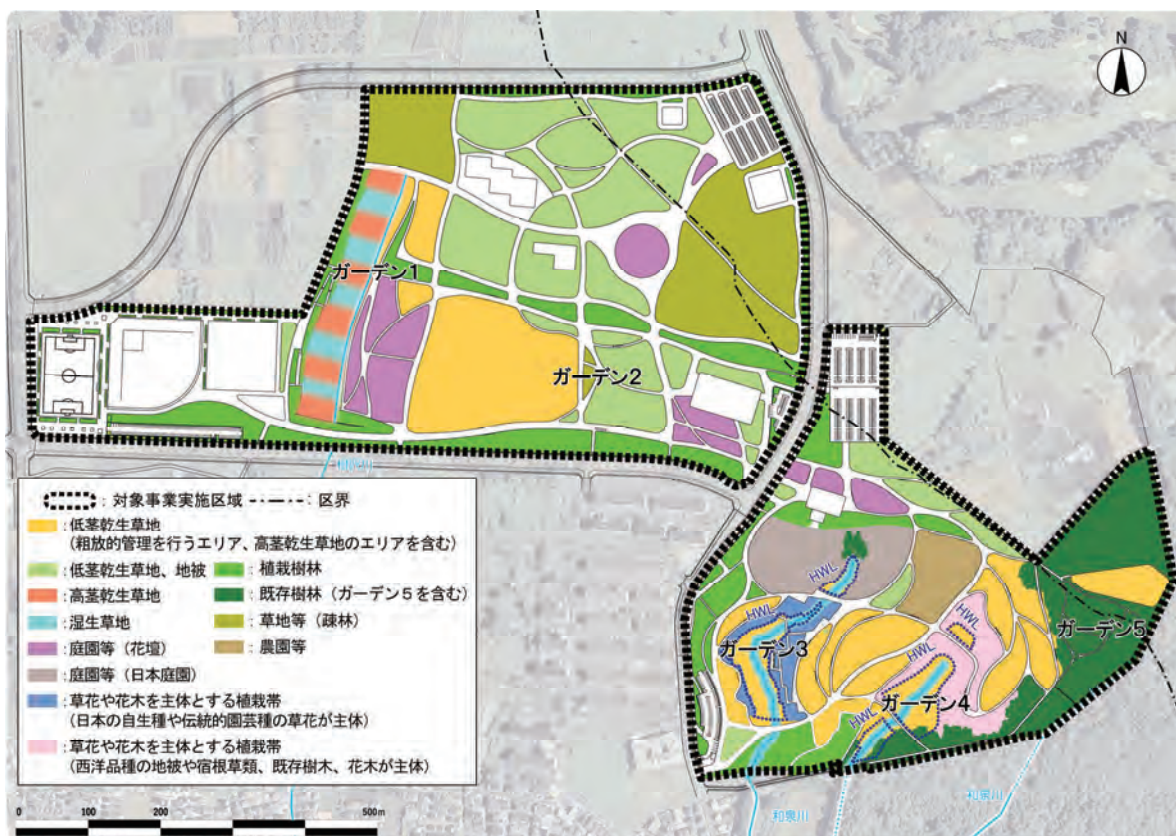


図 2.20 緑化計画図

なお、本事業では、ガーデン3、4のHWL以上の範囲及び庭園等において、一部、海外由来の園芸品種を植栽しますが、植栽する園芸品種は日本で通常流通している品種であり、特定外来生物として指定されている植物は、ガーデンの植物材料として使用しないことに加え、見かけ次第、駆除を行うなど、適切に管理します。

また、生態系等への被害を防止するべく、環境省と農林水産省により指定された「生態系被害防止外来種リスト」に掲載される植物は、各種の侵略性に関する情報を理解した上で、使用する場合は在来種との競合や、植栽地からの逸出及び意図せぬ分布拡大の防止に十分に注意します。なお、緊急対策外来種は使用しません。重点対策外来種は原則使用しませんが、使用する場合は適切に管理できる範囲（花壇内、閉鎖水域等）に限定し、コアエリアやサブコアエリアには植栽しません。

生態系被害防止外来種などのリストに掲載されていない植物であっても、こぼれ種やちぎれた根茎などから大繁殖し、一旦増えると除去が難しく、他の植物の生育を抑制し、生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、設定された植栽範囲を超えて植物を生育させないように管理します。

また、ガーデン以外の草地においては、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持していく予定です。

表 2.14(1) 緑地の詳細




区分	種別 ^{注1}	イメージ	内 容
草地	地被類 低茎乾生草地 低茎乾生草地 (粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む) 高茎乾生草地 湿生草地		利用主体の草地については、様々な利用ができるよう、地被や低く刈り込んだ草本により整備・管理します。草地内の主要園路沿いに設置するスウェル周辺、瀬谷市民の森及び相沢川の環境保全措置実施範囲に近い草地及び草地広場の縁辺部や既存樹木の周辺等は、生物の生息環境や移動空間の確保を目指し、草丈を高く管理するなど粗放的な管理を行うエリアや高茎乾生草地のエリアの設定、人の立ち入り頻度を下げる等の工夫を検討します。草地等には、高木による緑陰箇所が点在します。
ガーデン	上瀬谷の自然の魅力や機能を体感できるグリーンインフラを象徴する場とし、各ガーデンは相沢川や和泉川の源頭部など既存の自然環境や地形をいかしながら木本類や草本類を複層植栽して整備します。また、ガーデンの特徴を見せる自生種・郷土種に加え、園芸種の植物も植栽します。		
ガーデン1	湿生草地 高茎乾生草地 樹林地 (中木、高木)		植栽等により樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地を整備します。相沢川の谷戸の地形をいかし、環境保全措置としてのミズワラビ、ミズニラ、ヌマトラノオ等の希少種を含めた環境を維持します。また、湿性環境を好む植物や谷戸の景観になじむナノハナやレンゲ等を植栽します。斜面部から道路沿いの上部は、サクラ、下部にはヤナギ、コナラ、ハンノキ等の高中木を植栽します。
ガーデン2	低茎湿生草地 樹林地 (中木、高木)		既存の地形にならい、雨水の集まる地形の窪地に配し、まとまりのある大径木の樹林を保全して、既存樹と宿根草により、グリーンインフラの機能を見える化するガーデンとします。その他、ヤマボウシ、イロハモミジ、ヤナギ類等の湿潤な環境に耐える高木を植栽します。

表 2.14(2) 緑地の詳細

区分	種別 ^{注1}	イメージ	内 容
ガーデン	湿生草地 低茎乾生草地 (粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む) 草花や花木を主体とする植栽帯		和泉川の源頭部の地形や環境をいかし、その地に適した日本や横浜ゆかりの植栽を展開します。 具体的には、横浜が近代日本の植物交易の始まりの場であったことを象徴するように、日本から海外へ輸出したアジサイやツツジ類などの日本の自生種あるいはユリやスイセンなどの伝統的園芸種の草花を配置するとともに、既存樹や花木を散在させます。
	湿生草地 低茎乾生草地 (粗放的管理を行うエリア、高茎乾生草地のエリアを含む) 草花や花木を主体とする植栽帯		上瀬谷の気候・風土になじむ植物をベースにした西洋品種の地被や宿根草類等を植栽し、既存樹や花木を散在させながら、自然の植物群落に見えるように配植し、野の花の風景を創ります。
	樹林地(高木)		現在の樹林環境を保全しながら、市民の森と連続する樹林をいかした新たな活動の場等を展開します。
庭園等	花壇等		自生種・郷土種の木本類のほか、園芸種の花木やバラなども植栽します。また、華やかな園芸種の草本類も植栽し、親しみやすい緑化を行います。

表 2.14(3) 緑地の詳細

区分	種別 ^{注1}	イメージ	内 容
植栽樹林	樹林地(高木)		公園区域や各地区の境界にサクラ、ケヤキやエノキ、シラカシなど高木を含む落葉樹、常緑樹を混植します。
農園等	花壇等		農体験や収穫体験ができる農園。農体験などを通じた交流や農のコミュニティ形成の場としても活用します。野菜や果樹を想定しています。
草地等 (疎林)	低茎乾生草地 樹林地 (中木、高木)		草地主体の疎林により構成され、植栽により新たな緑の創出をしながら、利活用も想定します。
既存樹林	樹林地 (中木、高木)		瀬谷市民の森等に隣接する高木の既存樹林地で、適切に保全・管理します。

注1：「草地」、「ガーデン1」、「ガーデン2」、「ガーデン3」、「ガーデン4」、「庭園等」、「農園等」には、一部樹木も植栽しますが、「草地」、「ガーデン1」、「ガーデン2」は「草地」、「ガーデン3」、「ガーデン4」は「草花や花木を主体とする植栽帯」及び「草地」、「庭園等」、「農園等」は「花壇等」に区分して、「6.4 生物多様性(生態系)」の予測評価を行いました。

2.8 計画を策定した経緯

2.8.1 旧上瀬谷通信施設の経緯

旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接収され、平成27年6月30日に全域が返還された約242haの米軍基地の跡地です。

横浜市では、平成19年3月に公表された「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」において、旧上瀬谷通信施設が広大で豊かな緑環境を有しているとともに、広域道路交通の利便性が高いことから、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指すことを示しました。

平成29年11月には地権者により、「旧上瀬谷施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」とします。）が設立され、平成30年5月には、まちづくり協議会と横浜市により「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（協議会・横浜市素案）」がまとめられ、旧上瀬谷通信施設は、「みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち」をまちづくりのテーマに、土地利用の検討が進められることになりました。この素案には、郊外部のグリーンインフラの拠点的基盤として水・緑の骨格を形成し、公民連携を取り入れた地域活力の創出や、大規模地震災害発生時における県外の応援部隊の一括受け入れを想定した公園整備の検討を進めることを示しました。

また、令和元年12月には、横浜市が「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」を公表し、郊外部の活性化を目指し、「農業振興ゾーン」、「公園・防災ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」の4つのゾーンから構成される旧上瀬谷通信施設の土地利用ゾーンを設定しました。これに対し、令和2年1月から2月にかけて市民意見募集を実施し、市民意見を踏まえ素案を一部修正して、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

その後、土地区画整理事業の地元調整及び設計を深度化し、国有地の換地先を整理した結果、自然環境の一層の保全・創出（和泉川源流部などの自然環境の保全、相沢川水辺環境の創出）と、レクリエーション等のニーズに対応した施設の充実を推進し、園芸博覧会のレガシーを確実に継承するため、対象事業実施区域を北側に拡張することとしました。

表 2.15 旧上瀬谷通信施設の主な経過

昭和 26 年 3 月 15 日	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20 年 8 月）し、その後一旦解除（昭和 22 年 10 月 16 日）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収
昭和 35 年 3 月	日米合同委員会において、周辺地域 945ha に電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37 年 1 月	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44 年 2 月	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48 年 3 月	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48 年 11 月	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが 5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51 年 9 月	広域避難場所に指定
昭和 52 年 3 月	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107ha）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5ha、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9ha が売却
昭和 52 年 4 月	施設内海軍道路用地（40,599 m ² ）が横浜市に譲与
昭和 52 年 9 月	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53 年 4 月	施設内農道用地（181,501 m ² ）が横浜市に譲与
昭和 54 年 12 月	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55 年 8 月	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57 年 2 月	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57 年 3 月	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2 車線）が完成
昭和 57 年 9 月	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59 年 3 月	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63 年 7 月	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26 m ² ）が横浜市へ譲与
平成 4 年 3 月	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者の間で締結
平成 7 年 4 月	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止

平成 15 年 10 月	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転
平成 16 年 10 月 18 日	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 16 年 10 月	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト ^{注1} 」が設置
平成 17 年 6 月	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 ^{注2} 」が設立
平成 17 年 12 月	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」から「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」をいただく。
平成 18 年 1～3 月	「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」に対して、意見募集を実施
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」が策定
平成 19 年 3 月	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」としてまとめた。
平成 20 年 8 月	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21 年 4 月	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23 年 1 月	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」が改訂
平成 27 年 6 月 30 日	上瀬谷通信施設の全域が返還
平成 27 年 7 月	上瀬谷通信施設の返還後の跡地利用及び返還に伴う課題等について協議し、区民の意見及び要望を関係機関に伝えることを目的に瀬谷区 12 地区連合自治会長等による瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会が設置
	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始
	国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、ウド栽培は平成 29 年 6 月末、露地での耕作は平成 28 年 6 月末までの使用が承認
平成 27 年 10 月 1 日	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球場等の利用を開始
平成 28 年 3 月 28 日	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450 メートルが開通
平成 28 年 4 月	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン(案)」を横浜市から地権者へ提示
平成 28 年 10 月	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望
平成 29 年 3 月	「今後の土地利用検討の進め方」を公表
平成 29 年 11 月 27 日	地権者による「まちづくり協議会」が設立
平成 30 年 5 月 14 日	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市素案）を公表
令和元年 6 月	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示

令和元年 6～11 月	6 月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討
令和元年 9 月	国際園芸博覧会（AIPH）年次総会で、横浜市が 2027 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認された。
令和元年 11 月	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意
令和元年 12 月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表
令和 2 年 1 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書 提出
令和 2 年 1～2 月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 2 年 3 月	計画段階配慮書に対する市長意見書 公告
令和 2 年 3 月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 公表
令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月	「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 3 年 6 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案） 公表
令和 3 年 6 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書 提出
令和 4 年 1 月	環境影響評価方法書に対する市長意見書 公告
令和 4 年 6 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案） 公表
令和 4 年 7 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 事業内容等修正届出書 提出
令和 5 年 3 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書 提出
令和 5 年 6 月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書意見見解書 提出
令和 5 年 10 月	環境影響評価準備書に対する審査書 公告

注 1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した庁内組織です。

<検討事項>

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認めた事項に関すること

注 2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成 17 年 6 月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5 回の会議を開催し、検討を行いました。

注 3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたものです。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これをうけて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定しました。

注 4：「米軍施設返還跡地利用指針」

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針です。

注 5：「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたものです。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状 4 号線の八王子街道交差箇所早期整備を目指し、共同使用の手続きを進めることを行動計画のポイントとしています。なお、本計画は、平成 23 年 3 月に改定しており、環状 4 号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標と更新しています。